

原議保存期間10年  
(平成28年12月31日まで)

各地方機関の長 殿  
各都道府県警察の長  
(参考送付先)  
　　庁内各局部課長  
各附属機関の長

警察庁丙規発第24号、丙交指発第55号  
丙交企発第148号  
平成18年12月20日  
警察庁交通局長

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の施行に伴う  
交通警察の対応について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。別添1）は、平成18年6月21日に公布され、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行期日を定める政令（平成18年政令第378号）により、本日施行された。また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。別添2）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第1条第2号に規定する旅客施設を利用する高齢者及び障害者の人数の算定に関する命令（平成18年内閣府令・総務省令・国土交通省令第1号。以下「算定命令」という。別添3）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則（平成18年国家公安委員会規則第28号。以下「規則」という。別添4）及び移動等円滑化の促進に関する基本方針（平成18年国家公安委員会告示・総務省告示・国土交通省告示第1号。以下「基本方針」という。別添5）がそれぞれ公布され、いずれも法の施行と併せて施行された。

法等の施行に伴う事務処理上の留意事項等については別紙のとおりであるので、遺憾のないようにされたい。

なお、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律等の施行に伴う交通警察の対応について」（平成12年11月15日付け警察庁丙規発第56号、丙都交発第45号、丙交企発第115号）は廃止する。

## 第1 法の概要

### 1 法の目的（法第1条）

法の目的は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することである。

### 2 保護対象者等

法における保護対象者である「高齢者、障害者等」とは、高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいい（法第2条第1号）、具体的には、加齢により知覚機能や運動機能が低下した高齢者並びに身体障害者、知的障害者、精神障害者及び発達障害者を含むすべての障害者で身体の機能上の制限を受けるもののほか、一時的に身体の機能上の制限を受ける妊産婦、けが人等が含まれる。

また、各種の措置を講ずることにより目指す「移動等円滑化」とは、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう（法第2条第2号）。

### 3 重点整備地区及び特定旅客施設

#### （1）重点整備地区

法においては、高齢者、障害者等の移動等に加え、利用の円滑化をより一層促進していく観点から、生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）相互間の徒歩での移動が相当程度あり、当該施設相互間の経路（以下「生活関連経路」という。）のバリアフリー化の必要性が認められる場合には、バリアフリー化を優先して進めていくべき重点整備地区を市町村が設定できることとされている。

重点整備地区を定めるに当たっては、施設の分布から重点整備地区的範囲を画する要件、事業の必要性によって範囲を画する要件及び実施しようとするバリアフリー化のための事業の効果の観点から範囲を画する要件を満たす必要があるとされている（法第2条第21号）。

#### （2）特定旅客施設

特定旅客施設は、当該旅客施設の一日当たりの平均的な利用人数が

5,000人以上である旅客施設等とされている（政令第1条）。

特定旅客施設は、多数の高齢者、障害者等の移動の起点となり、また、当該施設自体が多数の高齢者、障害者等の利用する施設となると想定されることから、重点整備地区内に所在する場合は生活関連施設として位置付けられることとされている（法第25条第3項）。

#### 4 バリアフリー化に係る措置

法では、大きく分けて、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善する措置と、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置が規定され、具体的には、

- (1) 施設設置管理者が、特に日常生活及び社会生活において通常移動のために用いられる施設等、あるいは通常利用されると考えられる施設等について、新規に利用の用に供する際等には、国土交通大臣が定める基準に適合させること（法第3章）。
- (2) 主務大臣（国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣）は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針（第2参照）を定めるものとされ（法第3条第1項）、市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の重点整備地区について、基本構想（第3参照）を作成することができるとされており（法第25条第1項）、この基本構想に即して、移動等円滑化のための事業を実施する施設設置管理者及び都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が、それぞれ所管の特定事業（公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業）についての計画を定め、重点的かつ一体的な事業の推進を図ること（法第4章）。

とされている。

#### 第2 基本方針

国土交通大臣、国家公安委員会及び総務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針を定めることとされており（法第3条第1項）、移動等円滑化の意義及び目標に関する事項、基本構想の指針となるべき事項等が定められることとされている（同条第2項）。

#### 第3 基本構想

市町村は、基本方針に基づき、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化のための事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想を作成することができることとされ、そこにおいては、重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針や重点整備地区の位置及び区域、生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項、実施すべき特定事業に関する事項等が定められることとされている。

なお、重点整備地区が複数の市町村にまたがる場合は、当該関係市町村が

共同して基本構想を作成することとなる（法第25条第1項）。

## 1 基本構想の作成

### （1）特定事業に関する事項についての協議

市町村は、基本構想を作成しようとするときは、これに定める特定事業に関する事項について、次に掲げる場合に応じ、関係する施設設置管理者及び公安委員会と協議をしなければならないこととされている（法第25条第7項）。

#### ア 協議会を組織する場合

##### （ア）趣旨

基本構想を作成しようとする市町村は、基本構想の作成に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整を行うための協議会を組織することができることとした（法第26条第1項）。

これは、基本構想に定めることができる事業の種類等が多くなり、関係する事業実施主体が多数に上ることも想定されることから、関係する事業実施主体が一堂に会する場を設ける方が適当な場合があると考えられたためである。

##### （イ）構成員

協議会は、次に掲げる者をもって構成するものとした（法第26条第2項）。

- a 基本構想を作成しようとする市町村
- b 関係する施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者
- c 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者

##### （ウ）協議会への参加通知等

協議会を組織する市町村は、協議を行う旨を（イ）bに掲げる者に通知するものとされ（法第26条第3項）、当該通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならないものとされた（同条第4項）。

これは、（イ）bに掲げる者については、バリアフリー化を推進するための事業実施主体として、基本構想を実効性あるものとするために協議の対象とすることが不可欠であるためである。

参加を拒む「正当な理由」とは、例えば、近くに施設を廃止し、又は他者に譲渡する予定があるなど参加する主体として適当でないことが明らかな場合等、極めて例外的な場合に限られると解され、事業実施のための技術的、物理的又は財政的な困難性については、まさに協議会で議論すべき事項であるから、参加を拒む理由とは解されない。

##### （エ）協議が調った事項の尊重義務

協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならないこととされた（法第26条第5項）。

これは、協議会の場における調整の結果協議が調った事項については、協議会の構成員すべてが当該協議の結果を尊重すべきことを明確にしたものである。

#### イ 協議会を組織しない場合

市町村は、基本構想を作成するに当たり、あらかじめ、関係する施設設置管理者及び公安委員会に対し、特定事業に関する事業について基本構想の案を作成し、当該市町村に提出するよう求めることができることとされ（法第25条第8項）、市町村は当該案の内容が十分反映されるよう努めることとされている（同条第9項）。

したがって、この場合、市町村が基本構想を作成するに当たっては、特定事業を実施する各事業実施主体の意思が尊重されることとなる。

#### （2）基本構想作成時の送付義務

市町村は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表とともに、主務大臣、都道府県並びに関係する施設設置管理者及び公安委員会に、基本構想を送付しなければならないとされている（法第25条第10項）。

#### （3）基本構想の作成等の提案

施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施しようとする者及び高齢者、障害者等その他の生活関連経路又は生活関連経路を構成する一般交通用施設の利用に関し利害関係を有する者は、市町村に対して、基本構想の作成又は変更をすることを提案することができることとされ、この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る基本構想の素案を作成して、これを提示しなければならないこととされた（法第27条第1項）。

提案を受けた市町村は、当該提案に基づき基本構想の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく公表しなければならないこととされ、この場合において、基本構想の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならないこととされた（同条第2項）。

これは、バリアフリー化を更に促進させるため、基本構想の策定に当たって、利用者や住民からの能動的な参加を制度化するとともに、特定事業その他の事業の各事業実施主体がバリアフリー化を担う当事者として、構想の発意を行うことを期待するものである。

### 2 留意事項

基本構想が作成されることにより、バリアフリー化に係る事業の重点的かつ一体的な推進が期待できることから、次の事項に留意し、市町村が円滑に基本構想を作成できるよう協力に努めること。

## (1) 協議の在り方

### ア 総論

管内での基本構想作成に向けた動きを早期に把握し、重点整備地区として定められることが想定される地区の交通事故データ、交通量データ等を整理・分析した上で、実施すべき交通安全特定事業を選定するとともに、先行的に必要な施策について市町村、道路管理者等に働き掛け、総合的かつ効果的な移動等円滑化のための事業が基本構想に盛り込まれるよう努める必要がある。

### イ 交通の安全及び円滑の確保等についての配慮

基本方針三4(3)において、特定事業について基本構想に記載する際には、交通の安全及び円滑の確保並びに生活環境の保全についても配慮する必要があることに留意する必要がある旨示されている

(（2）参照。）ことから、交通の安全及び円滑の確保に関し知見を有する公安委員会の意見が、基本構想の特定事業に係る記載に反映されるよう努める必要がある。

## (2) 信号機等の設置に関する事業（法第2条第28号イの事業をいう。以下同じ。）に係る事項

基本方針三4(3)において「特定事業その他の事業については、合理的かつ効率的な施設及び車両等の整備及び管理を行うことを念頭に、生活関連施設及び生活関連経路の利用者、利用状況及び移動手段並びに生活関連経路周辺の道路交通環境及び居住環境を勘案して記載することが必要である。この際、特定事業その他の事業の実施に当たっては交通の安全及び円滑の確保並びに生活環境の保全についても配慮する必要があることに留意する必要がある。」とされている。

この前半は、特定事業のうち施設整備に係るものについて記述されたものである。したがって、交通安全特定事業のうち信号機等の設置に関する事業に関連するものであるが、具体的には、高齢者、障害者等のみならず、周辺住民、その他の道路利用者等の意見を聴取し、総合的な見地から、無駄、過剰な施設整備をせずに、各事業者が実施する事業が有機的に結び付いて一体となって移動等円滑化の効果を上げるよう、適切な施設の整備及び管理を実施すべきである。

また、後半については、全般的な留意事項を（1）イで触れたが、交通安全特定事業のうち信号機等の設置に関する事業に関して言えば、交通の安全及び円滑の確保について配慮すべき事項として、例えば、一方の交通に対する青信号時間の延長が他方の交通に対する赤信号時間の延長を意味し、当該他方の交通の円滑を阻害するおそれがあることが挙げられ、生活環境の保全について配慮すべき事項として、例えば、信号機に音響を発する機能を附加した場合には周辺の生活環境が損なわれるおそれがあることが挙げられるので、基本構想の作成に際しては、このよ

うな事情に配慮する必要がある旨留意を促す必要がある。

(3) 違法駐車行為の防止のための事業（法第2条第28号ロの事業をいう。以下同じ。）に係る事項

基本方針三4(3)において「交通安全特定事業のうち違法駐車行為の防止のための事業に関しては、歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上等の自動二輪車等の違法駐車、横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車等、移動等円滑化を特に阻害する違法駐車行為の防止に資する事業が重点的に推進されるとの内容が基本構想に反映されるよう留意する必要がある」とされている。

これらの違法駐車の形態については、移動等円滑化を特に阻害する違法駐車行為の例として記述されたものであるが、実際に問題となる違法駐車行為の形態は、当該重点整備地区の交通実態等により異なるものと考えられることから、基本構想の作成に際しては、重点整備地区の駐車実態等を十分に把握した上で、同地区内の生活関連経路を構成する道路において特に移動等円滑化を阻害する行為を防止するための事業を重点的に推進する旨留意を促す必要がある。

なお、交通安全特定事業については、重点整備地区の交通実態等を踏まえて移動等円滑化に資するため不可欠な事業を重点的に推進するよう留意する必要があるが、特に、本事業については、公安委員会が中心的立場となり、市町村等関係機関等と一体となって推進されるべきとの内容が盛り込まれるよう留意すること。

#### 第4 交通安全特定事業

交通安全特定事業とは、信号機等の設置に関する事業及び違法駐車行為の防止のための事業をいうものとされている（法第2条第28号）。

##### 1 交通安全特定事業計画の作成

###### (1) 概要

公安委員会は、基本構想が作成されたときは、当該基本構想に即して、交通安全特定事業を実施するための計画（以下「交通安全特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該交通安全特定事業を実施することとされている（法第36条第1項）。

交通安全特定事業計画においては、

ア 交通安全特定事業を実施する道路の区間

イ アに掲げる道路の区間ごとに実施すべき交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

ウ その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項を定めることとされている（同条第3項）。

公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び道路管理者の意見を聴かなければならず（同条第4項）、交通安全特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、こ

れを公表するとともに、関係する市町村と道路管理者に送付しなければならないこととされている（同条第5項）。

なお、道路管理者以外の施設設置管理者に対しては、同条第4項及び第5項のような義務はない（相互に義務がない。第6参照。）。

## （2）留意事項

基本方針三5（3）②ニにおいて、「施設設置管理者及び都道府県公安委員会が基本構想に即して特定事業計画を作成するに当たっては、早期作成の重要性を十分認識するとともに、協議会を活用することによって当事者である高齢者、障害者等を始め関係者の参画を図ること等により、関係者の意見が特定事業計画に十分に反映されるように努めることが重要である。」と示されていることを踏まえ、基本構想作成段階から道路交通環境や居住環境を精査するとともに、交通安全総点検の機会、協議会等を通じて高齢者、障害者等、周辺住民等の意見を十分聴取し、これらの意見を反映させるように努めつつ、合理的かつ効率的な施設の整備及び管理を念頭に交通安全特定事業計画を作成すること。

また、市町村が基本構想を作成した場合には、関係機関と連携の上、可能な限り早期に交通安全特定事業計画を作成するとともに、作成後の公表に当たっては、都道府県の公報への登載等により適切に行うこと。

## 2 信号機等に関する適合基準

交通安全特定事業のうち信号機等の設置に関する事業については、規則で定める基準に適合するよう実施されなければならないこととされている（法第36条第2項）。

なお、違法駐車行為の防止のための事業については、事業の内容が施設整備ではないため、基準を設けることはされていない。

### （1）信号機に関する基準（規則第1条）

当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとされている（規則第1条本文）。

通常、信号機は複数の信号機が相互に関連して信号を表示するなどの機能を有しているが、相互に関連する信号機のうちの一つが次に掲げるいずれかの機能（以下「バリアフリー化機能」という。）を有する信号機である場合、当該信号機と一体的に交通整理を行う他の信号機についても、当該信号機のバリアフリー化機能の効果を助長し、あるいは補完する機能を有しているわけであるから、バリアフリー化機能を有する信号機のみならず、これと一体的に交通整理を行うことができる他の信号機も、法で定める基準に適合すると評価することを明らかにしたものである。

ア 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第2条第4項に規定する信号機であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 歩行者用青信号に従って道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示の開始又は継続を伝達するための音響を発することができるもの

これは、いわゆる視覚障害者用付加装置、音響式歩行者誘導装置及び歩行者支援装置の整備を規定したものである。

(イ) 歩行者用青信号の表示を開始したときに当該信号に従って道路の横断を始めた高齢者、障害者等がその横断を終わるために通常要すると認められる時間内に歩行者用赤信号の表示を開始しないもの

これは、道路幅員、横断勾配等の道路構造、横断する高齢者、障害者等の状況（高齢者の歩行の状況、車いす利用者の有無、視覚障害者の有無等）、歩行者の横断需要等を勘案し、当該道路を横断する高齢者、障害者等が横断するために通常要すると認められる時間から所要の歩行者用青時間及び歩行者用青点滅時間を算出するなどして、当該時間を常時確保すること又は当該時間を必要に応じて確保できるよう、歩行者用青時間を延長する効果等を有する高齢者等感應化若しくは歩行者感應化の機能若しくは歩行者支援装置を整備することを規定したものである。

(ウ) 歩行者用青信号が表示された時において、当該表示が終了するまでの時間を表示することができるもの

これは、歩行者用青信号の表示が継続する残時間が判別できるようにしてことにより、歩行者が、その時点で横断を開始した場合に自分の歩行能力で横断を完了できるかどうかを判断することが可能となり、結果的に無理な横断が発生することを防ぐことができることから、高齢者、障害者等が横断歩道上に取り残されることの防止につながるよう、歩行者用青信号の表示が継続される残り時間を表示する機能を整備することを規定したものである。

イ 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両又は路面電車（交差点において既に左折又は右折しているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの

これは、車両と、横断歩道により交差点部の道路を横断中の歩行者との交錯を防ぐため、歩行者専用の青時間を設定するなど、歩行者と車両それぞれの横断歩道上の通行を時間的に分離（いわゆる歩車分離化）する機能を整備することを規定したものである。

## (2) 道路標識に関する基準（規則第2条）

反射材料を用い、又は夜間照明装置を施した道路標識とした。

道路標識については、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令

(昭和35年総理府令・建設省令第3号。以下「標識・標示令」という。)別表第二の備考四(二)において、「道路標識には原則として反射材料を用い、又は反射装置若しくは夜間照明装置を施すものとする。」と規定されているが、交通安全特定事業として道路標識を設置するときは、必ず反射材料を用い、又は夜間照明装置を施すこととしたものである。

反射材料が用いられた道路標識とは、具体的には、標識板が封入レンズ型、カプセルレンズ型等のものであり、夜間照明装置が施された道路標識とは、内照式、外照式及び自発光式のものである。

### (3) 道路標示に関する基準(規則第3条)

次のいずれかに掲げる道路標示であることとした。

#### ア 反射材料を用い、又は反射装置を施した道路標示

道路標示については、標識・標示令別表第六の備考五において、「道路標示には、必要に応じ、反射材料を用い又は反射装置を施すものとする。」とされているが、交通安全特定事業として道路標識を設置するときは、必ず反射材料を用い、又は夜間照明装置を施すこととしたものである。

反射材料が用いられた道路標示とは、塗料にガラスビーズを混入し、若しくは散布したもの又は降雨時にも光の再帰反射性が確保される高輝度なものを、反射装置が施された道路標示とは、道路錆を用いた道路標示への付設をいう。

#### イ 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられたもの

視覚障害者が横断歩道上を最短時間で歩行できるよう、横断歩道上にいわゆる点字ブロック様のものを敷設するものである。

## 3 事業の実施

基本方針三1(3)⑤において、「移動等円滑化に係る各種の事業が相互に連携して相乗効果を生み、連続的な移動経路の確保が行われるように、関係する施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者間で必要に応じて十分な調整を図って整合性を確保するとともに、事業の集中的かつ効果的な実施を確保する。」と示されていることに留意し、次に述べるとおり、効率的かつ効果的な事業の実施に努めること。

### (1) 信号機等の設置に関する事業

別途通知する実施要領に沿って、規則に定められた基準に適合した信号機等の設置に関する事業を適切に実施すること。

なお、基本方針一2(7)において、「重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等については、平成22年までに、原則としてすべての当該道路において、音響信号機、高齢者等感応信号機等の信号機の設置、歩行者用道路であることを表示する

道路標識の設置、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等の移動等円滑化を実施する。」と記述されている。

これは、移動等円滑化のため公安委員会が実施する信号機の設置等の措置について、他の施設と同様に目標を設定したものであるが、基本方針一2(3)において、道路について、「平成22年までに、原則として重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路について、移動等円滑化を実施する」と記述されたことも踏まえ、道路に係る目標と整合した目標を記述したものである。そのため、関係する道路管理者と「主要な生活関連経路を構成する道路」について認識の共有を図る必要があることに留意すること。

また、「原則として」とあるのは、他の事業の実施と併せて交通安全特定事業を実施しようとするときに先行すべき他の事業が実施されない場合、災害等事業を実施しないことに関しやむを得ない事情がある場合等を除く趣旨であることに留意すること。

## (2) 違法駐車行為の防止のための事業

### ア 概要

違法駐車等の問題に対しては、従来から、地域の交通実態に応じた駐車規制、幹線道路の交差点等の悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締り等の取組みを行ってきたところであり、今後とも、新たな違法駐車対策法制の下でこれらの対策を積極的に推進する必要があるが、特に、重点整備地区内の生活関連経路を構成する道路においては、高齢者、障害者等の移動等円滑化の妨げとなる違法駐車行為を防止するため、歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上等の自動二輪車等の違法駐車、横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車等の取締り、関係機関等と連携した広報・啓発活動等を重点的に行うものである。

### イ 留意事項

#### (ア) 重点を指向した取締りの推進

重点整備地区内の生活関連経路を構成する道路においては、高齢者、障害者等の移動等円滑化を図る観点から、歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上等の自動二輪車等の違法駐車等移動等円滑化を特に阻害する違反に重点を置き、かつ、移動措置を積極的に活用した取締りを推進すること。

なお、取締り活動ガイドラインの策定又は見直しを行うに際しては、これらの道路についての移動等円滑化に関する意見、要望を考慮すること。

#### (イ) 市町村による違法駐車防止活動等の促進

関係市町村に対しては、違法駐車防止条例、放置自転車対策関係条例等の制定を積極的に働き掛けること。

なお、既にこれらの条例が制定されている市町村に対しても、その活動がより効果的に行われるよう必要な働き掛けを実施すること。

また、地方公共団体、鉄道事業者、既設の駐車・駐輪場の管理者、商業施設の管理者等に対して自動二輪車等の駐車施設の整備拡充を積極的に働き掛けること。

#### (ウ) 市町村と連携した諸対策の実施

広報・啓発活動等を共同で行うほか、合同取締り日を設定し、市町村による自転車の撤去及び警察による自動二輪車等に係る放置駐車違反の取締りを同時に実施するなど、市町村と連携した諸対策を計画的に実施すること。

#### (エ) 実態の把握と効果の検証

本事業実施前の重点整備地区における違法駐車台数、歩行者や車いす使用者の通行状況等の実態を把握するとともに、事業による効果を定期的に測定するなどにより、より効果的な対策の推進を図ること。

### 第5 施設設置管理者が講すべき措置

#### 1 概要

高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者に対し、これらの施設の中で、特に日常生活及び社会生活において通常移動手段として用いられ、又は通常利用される旅客施設及び車両等並びに一定の道路、公園施設、路外駐車場及び建築物の各々について、新設等に際し各々に対応した移動等円滑化基準への適合を義務付けることとされた。

なお、公安委員会が設置し、又は管理する施設については上述のような義務付けがなされていない。

#### 2 留意事項

道路管理者が一定の道路の新設又は改築を行う際の適合基準については別途通知するので、当該基準について十分理解し、道路協議等を適切に実施すること。

### 第6 交通安全特定事業以外の特定事業

#### 1 概要

交通安全特定事業以外の特定事業としては、公共交通事業者等が実施する公共交通特定事業、道路管理者が実施する道路特定事業、路外駐車場管理者等が実施する路外駐車場特定事業、公園管理者等が実施する都市公園特定事業及び建築主等が実施する建築物特定事業がある。

#### 2 留意事項

道路管理者が道路特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、公共交通事業者及び公安委員会の意見を聴かなければならぬこととされている（法第31条第4項）ので、当該道路特定事業に

対し、交通の安全及び円滑の確保の観点から、所要の確認と意見の申入れを行うとともに、公安委員会が当該箇所において実施する交通安全特定事業が、道路特定事業と有機的に結び付いて一体として効果的な移動等円滑化が実現するよう努めること。

また、意見聴取の手続が法定されていない特定事業に対しても、例えば、公共交通特定事業に関しては、駅のエスカレーター設置位置が適切でないために、当該エスカレーターを最短距離で利用するため横断歩道外における横断を誘発するなど道路交通の安全及び円滑に支障を及ぼす事態が発生することが想定され、路外駐車場特定事業に関しては、事業が実施される路外駐車場を起点として、多数の高齢者、障害者等が徒歩で移動することとなることが想定されるので、協議会等を通じて情報収集し、必要な意見を述べるなど適切な措置を講じること。

## 第7 交通安全特定事業以外の道路交通に係る移動等円滑化

公安委員会が実施する交通安全特定事業以外の事業としては、次のものが考えられるので、必要に応じ、所要の対策を進めること。

### 1 道路不正使用物件の改善

道路交通法第76条第3項に該当するような態様のはみ出し商品棚、立看板等の物件については、高齢者、障害者を始めとする歩行者の妨害となるものである。

これらについては、違法駐車行為の防止のための事業と同様、道路管理者、商店街関係者等と連携を図り、共同でのパトロール実施等により、積極的に警告・指導を行うなど、安全で歩きやすい環境作りに努めること。

### 2 自転車対策の推進

歩行者との間を縫うように通行する自転車や、夜間無灯火で通行する自転車について、高齢者、障害者等から、危険を感じるなどの意見が寄せられている。

そこで、歩道における自転車と高齢者、障害者等との事故を防止するため、道路管理者と連携し、自転車歩行車道の普通自転車の通行部分のカラーフラッシュ化、自転車専用道路、自転車道の整備等、自転車と歩行者の通行部分の明確化や分離を図るなど、高齢者、障害者等が安全で歩きやすい環境整備に努めること。また、自転車利用者のルール遵守とマナーアップを図るため、交通安全教育を推進するとともに、街頭での指導警告活動を積極的に実施し、歩行者等に具体的危険を生じさせるような悪質性の高い違反については積極的な検挙措置を講じるよう努めること。

## 第8 その他

### 1 市町村等関係機関との連携の強化

交通安全特定事業が効果的に実施されるためには、市町村、道路管理者等関係機関との連携を緊密にすることが必要である。

特に、市町村については、基本構想の作成を通じ、当該基本構想に関する

る協議や特定事業に関する事項の案の作成、提出等の連携を図る必要があるほか、違法駐車抑止や自転車対策等を総合的に推進する上で、その協力が不可欠となる。

このため、市町村の交通安全担当部局との連携を強化し、交通安全特定事業を効果的に推進すること。

さらに、これを機に、交通安全特定事業以外の各種交通安全対策の推進についても、積極的に市町村に働き掛け、管内の交通安全の確保に努めること。

## 2 生活関連経路に係る交通規制の見直し

高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行の確保に重点を置いて、生活関連経路に係る交通規制の見直しを図ること。特に、横断歩道の設置等の移動の利便性向上対策、速度規制、一時停止等の速度抑制対策等の交通規制の効果的な実施に配意すること。

## 3 移動等円滑化に必要な情報の提供

基本方針三5（3）②において、「施設設置管理者及び都道府県公安委員会は、高齢者、障害者等に対して、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な情報を適切に提供するよう努めることが重要である。」と示されていることから、生活関連経路の位置及び当該経路上におけるバリアフリー化事業の内容のほか、バリアフリー化された信号機等の機能や利用方法について、高齢者、障害者等に対して適切に情報提供を行う必要がある。

## 4 関連データの整理・分析及び効果測定の実施

重点整備地区における交通事故統計、交通流・量データ、道路交通に関する110番苦情受理状況等、警察が収集・管理している移動等円滑化の推進のために必要なデータについて、適切に整理・分析し、当該分析結果に基づき、効果的な交通安全特定事業を実施するとともに、関係機関に対し、必要な移動等円滑化施策を積極的に申し入れること。

また、施策実施後においては、関係機関と連携を図り、交通事故発生状況の比較、特定旅客施設の利用状況の比較、高齢者、障害者等へのアンケートの実施等により、適切な効果測定を実施すること。

## 5 高齢者、障害者等からの意見聴取

高齢者、障害者等の意見聴取について、交通安全特定事業計画の作成に係る留意事項は第4の1（2）で述べたとおりであるが、交通安全特定事業以外の事業の実施に関しても、交通安全総点検の機会、協議会等を通じて高齢者、障害者等、周辺住民等の意見を十分聴取するよう努めること。

## 6 警察庁における移動等円滑化のための事業の調査研究

警察庁においては、関係機関と連携の上、有識者、高齢者・障害者等関連団体の意見を聴取しつつ、より効果的な移動等円滑化を図るため、歩行者のためのITS、音響信号機等に関し、調査研究やモデル事業を進める

こととしている。これらの調査研究等の進捗状況、結果等については、隨時通知するが、モデル事業の実施の際には積極的に協力願いたい。

## 7 警察職員への教養

街頭活動に従事する警察官、受付事務に従事する警察職員に対し、法の趣旨及び概要、ノーマライゼーション（障害のある人も障害のない人も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することができる社会を目指すこと）の精神、管轄内で実施されている移動等円滑化のための事業の内容、道路交通法における高齢者、障害者等の保護規定等について、機会を捉えて教養を行い、街頭において、又は来署した高齢者、障害者等に対し生活関連経路に関する適切な地理指導又は道路横断時の保護を行うなど、高齢者、障害者等の交通の安全性及び利便性の確保に努めるよう指導すること。



## 二十一 所管行政庁 建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

二十一 重点整備地区 次に掲げる要件に該当する地区をいう。

イ 生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公署施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。

ロ 生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。

ハ 当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

## 二十二 特定事業 公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業をいう。

## 二十三 公共交通特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 特定旅客施設内において実施するエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化のために必要な設備の整備に関する事業

ロ イに掲げる事業に伴う特定旅客施設の構造の変更に関する事業

ハ 特定車両（軌道経営者又は一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等をいう。以下同じ。）を床面の低いものとすることその他の特定車両に関する移動等円滑化のために必要な事業

ハ 自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等をいう。以下同じ。）を床面の低いものとすることその他の特定車両に関する移動等円滑化のために必要な事業

## 二十四 道路特定事業 次に掲げる道路法による道路の新設又は改築に関する事業（これと併せて実施する必要がある移動等円滑化のための施設又は設備の整備に関する事業を含む。）をいう。

イ 歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識その他の移動等円滑化のために必要な施設又は工作物の設置に関する事業

ロ 歩道の拡幅又は路面の構造の改善その他移動等円滑化のために必要な道路の構造の改良に関する事業

二十五 路外駐車場特定事業 特定路外駐車場において実施する車いすを使用している者が円滑に利用することができる駐車施設その他移動等円滑化のために必要な施設の整備に関する事業をいう。

二十六 都市公園特定事業 都市公園の移動等円滑化のために必要な特定公園施設の整備に関する事業をいう。

二十七 建築物特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 特別特定建築物（第十四条第三項の条例で定める特定建築物を含む。ロにおいて同じ。）の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

ロ 特定建築物（特別特定建築物を除き、その全部又は一部が生活関連経路であるものに限る。）における生活関連経路の移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

二十八 交通安全特定事業 次に掲げる事業をいう。

イ 高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、道路交通法（昭和二十五年法律第五百五号）第九条の歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示その他の移動等円滑化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示（第三十六条第二項において「信号機等」という。）の同法第四条第一項の規定による設置に関する事業

二十九 違法駐車行為（道路交通法第五十五条の二第一項の違法駐車行為をいう。以下この号において同じ。）に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路上における違法駐車行為の防止のための事業

## 第二章 基本方針等

## (基本方針)

第三条 主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

二 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項

二 移動等円滑化のために施設設備管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項

三 第二十五条第一項の基本構想の指針となるべき措置に関する基本的な事項

四 第二十五条第一項の基本構想の指針となるべき措置に関する基本的な事項

五 第二十五条第一項の基本構想の指針となるべき措置に関する基本的な事項

六 第二十五条第一項の基本構想の指針となるべき措置に関する基本的な事項

七 第二十五条第一項の基本構想の指針となるべき措置に関する基本的な事項

八 第二十五条第一項の基本構想の指針となるべき措置に関する基本的な事項

九 第二十五条第一項の基本構想の指針となるべき措置に関する基本的な事項

十 第二十五条第一項の基本構想の指針となるべき措置に関する基本的な事項

十一 第二十五条第一項の基本構想の指針となるべき措置に関する基本的な事項

十二 第二十五条第一項の基本構想の指針となるべき措置に関する基本的な事項

十三 第二十五条第一項の基本構想の指針となるべき措置に関する基本的な事項

## (国の責務)

## (地方公共団体の責務)

第四条 国は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設備管理者その他の関係者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設備管理者の講ずべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘案しつつ、これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

国は、教育活動、広報活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

二 基本方針には、國の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

三 地方公共団体は、國の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

四 地方公共団体は、國の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

五 地方公共団体は、國の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

六 地方公共団体は、國の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

七 地方公共団体は、國の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

八 地方公共団体は、國の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

九 地方公共団体は、國の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

十 地方公共団体は、國の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

十一 地方公共団体は、國の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

十二 地方公共団体は、國の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

十三 地方公共団体は、國の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## (公共交通事業者等の基準適合義務等)

第五条 地方公共団体は、國の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

六 施設設備管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のための必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

七 地方公共団体は、國の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

八 地方公共団体は、國の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

九 地方公共団体は、國の施策に準じて、移動等円滑化を促進るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

十 地方公共団体は、國の施策に準じて、移動等円滑化を促進のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

十一 地方公共団体は、國の施策に準じて、移動等円滑化を促進のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

十二 地方公共団体は、國の施策に準じて、移動等円滑化を促進のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

十三 地方公共団体は、國の施策に準じて、移動等円滑化を促進のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

十四 地方公共団体は、國の施策に準じて、移動等円滑化を促進のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

十五 地方公共団体は、國の施策に準じて、移動等円滑化を促進のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

十六 地方公共団体は、國の施策に準じて、移動等円滑化を促進のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

十七 地方公共団体は、國の施策に準じて、移動等円滑化を促進のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

十八 地方公共団体は、國の施策に準じて、移動等円滑化を促進のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。





2

基本構想には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針

二 重点整備地区の位置及び区域

三 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項

四 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設について移動等円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関する事項(旅客施設の所在地を含まない)。

五 前号に掲げる事業と併せて実施する土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関し移動等円滑化のために考慮すべき事項、自転車その他の車両の駐車のための施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化に関する事項の整備改善に関する事項その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

六 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

七 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、これに定めようとする特定事業に関する事項について、次条第一項の協議会が組織されて

いる場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には関係する施設管理業者及び都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)と協議をしなければならない。

八 市町村は、次条第一項の協議会が組織されない場合には、基本構想を作成するに当たり、あらかじめ、関係する施設管理業者及び公安委員会に対し、特定事業に関する事項について基本構想の案を作成し、当該市町村に提出するよう求めることができる。

九 前項の案の提出を受けた市町村は、基本構想を作成するに当たっては、当該案の内容が十分に反映されるよう努めるものとする。

十 市町村は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する施設管理業者及び公安委員会に、基本構想を送付しなければならない。

十一 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する施設管理業者及び公安委員会に、基本構想を送付しなければならない。

十二 市町村は、基本構想の変更について準用する。

#### (協議会)

第一項の指定期又は同条第二項の指定期以外の市が行うこととされているものを除く。に限る。(以下同じ。)に係る道路特定事業を実施する者として、市町村(他の市町村又は道路管理者)と共同して実施する場合には、市町村及び他の市町村又は道路管理者。第三十二条において同じ。)を定めることができる。

5 第一項の基本的な構想は、都市計画及び都市計画法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和が保たれ、かつ、地方自治法第二条第四項の基本構想に即したものでなければならぬ。

6 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 市町村は、基本構想を作成しようとするときは、これに定めようとする特定事業に関する事項について、次条第一項の協議会が組織されて

いる場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には関係する施設管理業者及び都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)と協議をしなければならない。

8 市町村は、次条第一項の協議会が組織されない場合には、基本構想を作成するに当たり、あらかじめ、関係する施設管理業者及び公安委員会に対し、特定事業に関する事項について基本構想の案を作成し、当該市町村に提出するよう求めることができる。

9 前項の案の提出を受けた市町村は、基本構想を作成するに当たっては、当該案の内容が十分に反映されるよう努めるものとする。

10 市町村は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する施設管理業者及び公安委員会に、基本構想を送付しなければならない。

11 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する施設管理業者及び公安委員会に、基本構想を送付しなければならない。

12 市町村は、基本構想の変更について準用する。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 基本構想を作成しようとする市町村

二 関係する施設設置管理者、公安委員会その他基本構想に定めようとする特定事業その他の事業を実施すると見込まれる者

三 高齢者、障害者等、学識経験者その他の当

2 公共交通特定事業計画においては、実施しようとする公共交通特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

一 公共交通特定事業を実施する特定旅客施設又は特定車両

二 公共交通特定事業の内容

三 公共交通特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法

四 その他公共交通特定事業の実施に際し配慮すべき重要な事項

5 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

6 前二項の規定は、公共交通特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。

7 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。

8 公共交通事業者等は、公共交通特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。

9 前二項の規定は、公共交通特定事業計画の認定の申請が更に於て準用する。

10 前二項の規定は、公共交通特定事業計画の認定の申請が更に於て準用する。

11 前二項の規定は、公共交通特定事業計画の認定の申請が更に於て準用する。

12 前二項の規定は、公共交通特定事業計画の認定の申請が更に於て準用する。

13 前二項の規定は、公共交通特定事業計画の認定の申請が更に於て準用する。

14 前二項の規定は、公共交通特定事業計画の認定の申請が更に於て準用する。

15 前二項の規定は、公共交通特定事業計画の認定の申請が更に於て準用する。

16 前二項の規定は、公共交通特定事業計画の認定の申請が更に於て準用する。

17 前二項の規定は、公共交通特定事業計画の認定の申請が更に於て準用する。

18 前二項の規定は、公共交通特定事業計画の認定の申請が更に於て準用する。

19 前二項の規定は、公共交通特定事業計画の認定の申請が更に於て準用する。

20 前二項の規定は、公共交通特定事業計画の認定の申請が更に於て準用する。

21 前二項の規定は、公共交通特定事業計画の認定の申請が更に於て準用する。

22 前二項の規定は、公共交通特定事業計画の認定の申請が更に於て準用する。

23 前二項の規定は、公共交通特定事業計画の認定の申請が更に於て準用する。

24 前二項の規定は、公共交通特定事業計画の認定の申請が更に於て準用する。

25 前二項の規定は、公共交通特定事業計画の認定の申請が更に於て準用する。

26 前二項の規定は、公共交通特定事業計画の認定の申請が更に於て準用する。

27 前二項の規定は、公共交通特定事業計画の認定の申請が更に於て準用する。

28 前二項の規定は、公共交通特定事業計画の認定の申請が更に於て準用する。

29 前二項の規定は、公共交通特定事業計画の認定の申請が更に於て準用する。

30 前二項の規定は、公共交通特定事業計画の認定の申請が更に於て準用する。

31 前二項の規定は、公共交通特定事業計画の認定の申請が更に於て準用する。

32 前二項の規定は、公共交通特定事業計画の認定の申請が更に於て準用する。

33 前二項の規定は、公共交通特定事業計画の認定の申請が更に於て準用する。

1 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

2 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

3 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

4 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

5 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

6 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

7 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

8 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

9 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

10 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

11 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

12 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

13 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

14 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

15 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

16 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

17 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

18 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

19 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

20 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

21 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

22 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

23 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

24 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

25 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

1 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

2 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

3 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

4 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

5 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

6 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

7 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

8 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

9 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

10 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

11 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

12 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

13 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

14 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

15 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

16 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

17 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

18 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

19 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

20 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

21 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

22 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

23 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

24 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

25 第二十九条の規定による認定の申請が更に於て準用する。

(公共交通特定事業計画に係る地方債の特例)

**第三十条** 地方公共団体が、前条第二項の認定に係る公共交通特定事業計画に基づく公共交通特定事業で主務省令で定めるものに関する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費であつて地方財政法(昭和二十三年法律第二百九号)第五条各号に規定する経費のいずれにも該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。

(道路特定事業の実施)

第三十一条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する道路管理者は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して道路特定事業を実施するための計画(以下「道路特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。

2 道路特定事業計画においては、基本構想において定められた道路特定事業について定めるほか、当該重点整備地区内の道路において実施するその他の道路特定事業について定めることができる。

3 道路特定事業計画においては、実施しようとする道路特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

4 道路特定事業を実施する道路の区間

5 道路管理者は、道路特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会の意見を聽かなければならぬ。

6 道路管理者は、道路特定事業計画において、道路法第二十一条第一項に規定する他の工作物について実施し、又は同法第二十三条第一項の規定に基づき実施する道路特定事業について定めるときは、あらかじめ、当該道路特定事業を実施する工作物又は施設の管理者と協議しなければならない。この場合において、当該道路特定事業の費用の負担を当該工作物又は施設の管理者に当該道路特定事業に要する費用の概算及び道道路管理者と当該工作物又は施設の管理者との分担割合を定めるものとする。

7 道路管理者は、道路特定事業計画を定めたとき、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村、施設設置管理者及び公安委員会並びに前項に規定する工作物又は施設の管理者に送付しなければならない。

7 前三項の規定は、道路特定事業計画の変更について準用する。

(市町村による国道等に係る道路特定事業の実施)

第三十二条 第二十五条第四項の規定により基本構想において道路特定事業を実施する者として市町村(道路法第七十七条第一項の指定市を除く。以下この条及び第五十五条から第五十七条までにおいて同じ。)が定められたときは、前条第一項、同法第十二条ただし書き及び第十五条並びに昭和三十九年道路法改正法附則第三項の規定にかかるわらず、市町村は、単独で又は他の市町村若しくは道路管理者と共同して、国道又は都道府県道に係る道路特定事業計画を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。

2 道路特定事業計画においては、関係する道路管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して道路特定事業を実施するための計画(以下「道路特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。

3 道路特定事業計画においては、前項の規定について準用する。この場合において、同条第四項から第六項までの規定中「道路管理者」とあるのは、「次条第一項の規定により道路特定事業を実施する市町村(他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合については、市町村及び他の市町村又は道路管理者)」と読み替えるものとする。

2 路外駐車場特定事業においては、実施しようとする路外駐車場特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

3 市町村は、第一項の規定により国道に係る道路特定事業を実施しようとする場合においては、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽易なものについては、この限りでない。

2 路外駐車場特定事業の内容及び実施予定期間

3 その他路外駐車場特定事業の実施に際し配慮すべき重要な事項

4 市町村は、第一項の規定により道路特定事業を実施しようとする場合においては、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽易なものについては、この限りでない。

2 路外駐車場管理業者は、路外駐車場特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聽かなければならぬ。

3 市町村は、第一項の規定により路外駐車場特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表する。この旨を公示しなければならない。

4 市町村は、第一項の規定により道路特定事業に関する工事を行おうとするとき、及び当該道路特定事業に関する工事の全部又は一部を完了したときは、主務省令で定めるところにより、前項に規定する他の工作物の管理者に請求するときは、当該他の工作物の管理者に求めるときは、当該都市公園特定事業計画に当該都市公園特定事業の実施に要する費用の概算及び公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村及び施設設置管理者並びに前項に規定する他の工作物の管理者に送付しなければならない。

5 市町村が第一項の規定により道路特定事業を実施する場合には、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わってそ

7 前項の規定により国が当該都道府県に対し交付すべき負担金、補助金及び交付金は、市町村に交付するものとする。

8 前項の場合には、市町村は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第二百七十九号)の規定の適用については、同法第二条第二項に規定する補助事業者等のみなす。

(路外駐車場特定事業の実施)

第三十三条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する路外駐車場管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して路外駐車場特定事業を実施するための計画(以下この条において「路外駐車場特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該路外駐車場特定事業を実施するものとする。

2 前条第二項から第七項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項から第六項までの規定中「道路管理者」とあるのは、「次条第一項の規定により道路特定事業を実施する市町村(他の市町村又は道路管理者と共同して実施する場合については、市町村及び他の市町村又は道路管理者)」と読み替えるものとする。

2 路外駐車場特定事業においては、実施しようとする路外駐車場特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

1 路外駐車場特定事業を実施する特定路外駐車場

2 路外駐車場特定事業の内容及び実施予定期間

3 その他路外駐車場特定事業の実施に際し配慮すべき重要な事項

4 市町村は、第一項の規定により路外駐車場特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表する。この旨を公示しなければならない。

5 市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。

5 前二項の規定は、路外駐車場特定事業計画の変更について準用する。

(都市公園特定事業の実施)

第三十四条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公園管理者等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して建築物特定事業を実施するための計画(以下この条において「建築物特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該建築物特定事業を実施するものとする。

2 建築物特定事業計画においては、実施しようとする建築物特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

1 建築物特定事業を実施する特定建築物

くは管理し、又は設け若しくは管理しようとする者が都巿公園特定事業計画を作成する場合にあつては、公園管理者と共同して作成するものとする。

2 都市公園特定事業の内容及び実施予定期間に定めるものとする。

1 都市公園特定事業を実施する都市公園

2 その他都市公園特定事業の実施に際し配慮すべき重要な事項

3 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聽かなければならぬ。

2 公園管理者は、都市公園特定事業計画においては、都市公園特定事業の実施に要する費用の概算及び公園管理者と当該他の工作物の管理者との分担割合を定めるものとする。

3 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村及び施設設置管理者並びに前項に規定する他の工作物の管理者に送付しなければならない。

4 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村及び施設設置管理者並びに前項に規定する他の工作物の管理者に送付しなければならない。

5 公園管理者等は、都市公園特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村及び施設設置管理者並びに前項に規定する他の工作物の管理者に送付しなければならない。

6 前二項の規定は、都市公園特定事業計画の変更について準用する。

(建築物特定事業の実施)

第三十五条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する建築主等は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して建築物特定事業を実施するための計画(以下この条において「建築物特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該建築物特定事業を実施するものとする。

2 建築物特定事業計画においては、実施しようとする建築物特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。

1 建築物特定事業を実施する特定建築物

- 三 建築物特定事業の実施予定期間並びにその実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 四 その他建築物特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 3 建築主等は、建築物特定事業計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村及び施設設置管理者の意見を聽かなければならぬ。
- 4 建築主等は、建築物特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村及び施設設置管理者に送付しなければならない。
- 5 建築主事を置かない市町村長は、前項の規定により送付された建築物特定事業計画を都道府県知事に送付しなければならない。
- 6 前三项の規定は、建築物特定事業計画の変更について準用する。
- (交通安全特定事業の実施)
- 第三十六条 第二十五条第一項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する公安委員会は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して交通安全特定事業を実施するための計画(以下「交通安全特定事業計画」という。)を作成し、これに基づき、当該交通安全特定事業を実施するものとする。
- 2 前項の交通安全特定事業(第二条第二十八号イに掲げる事業に限る。)は、当該交通安全特定事業により設置される信号機等が、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な信号機等に関する主務省令で定める基準に適合するよう実施されなければならない。
- 3 交通安全特定事業計画においては、実施しようとする交通安全特定事業について次に掲げる全特定事業の内容及び実施予定期間
- 3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項
- 4 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村及び道路管理者の意見を聽かなければならぬ。
- 5 公安委員会は、交通安全特定事業計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係する市町村及び道路管理者に送付しなければならない。

- 6 前二項の規定は、交通安全特定事業計画の変更について準用する。
- (生活関連施設又は一般交通用施設の整備等)
- 第三十七条 国及び地方公共団体は、基本構想において定められた土地地区画整理事業であつて土地地区画整理法第三条第四項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行するものの換地計画(基本構想において定められた重点整備地区的区域内の宅地について定められたものに限る。)においては、重点整備地区の区域内の住民その他の者の者の福社又は一般交通用施設の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の管理(国又は地方公共団体を除く。)は、当該基本構想の達成に資するよう、その管理する施設について移動等円滑化のための事業の実施に努めなければならない。
- (基本構想に基づく事業の実施に係る命令等)
- 第三十八条 市町村は、第二十八条第一項の公共交通特定事業、第三十三条第一項の路外駐車場特定事業、第三十四条第一項の都市公園特定事業(公園管理者が実施すべきものを除く。)又は第三十五条第一項の建築物特定事業(国又は地方公共団体が実施すべきものを除く。)(以下この条において「公共交通特定事業等」と総称する。)が実施されないと認めるときは、当該公共交通特定事業等を実施すべき者に対し、その実施を要請することができる。
- 2 市町村は、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣等(公共交通特定事業にあつては主務大臣、都市公園特定事業にあつては所管行政庁。以下この条において同じ。)に通知することができる。
- 3 主務大臣等は、前項の規定による通知があった場合において、第一項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなくして公共交通特定事業等を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、当該公共交通特定事業等を実施すべきことを勧告することができる。
- 4 主務大臣等は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくしてその勧告に係る措置を講していない場合において、当該勧告を受けた者を命ずることができる場合を除くほか、当該勧告を受けた者に対し、移動等円滑化のため必要となる措置を命ぜることを命ずることができる。
- 5 第二条第三項及び第十五条第一項の規定により、同法第百九条第二項の規定は、この場合について準用する。

- (土地地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例)
- 第三十九条 基本構想において定められた土地地区画整理事業であつて土地地区画整理法第三条第四項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行するものの換地計画(基本構想において定められた重点整備地区的区域内の宅地について定められたものに限る。)においては、重点整備地区的区域内の住民その他の者の者の福社又は一般交通用施設の整備、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業の施行その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 基本構想において定められた生活関連施設又は一般交通用施設の管理(国又は地方公共団体を除く。)は、当該基本構想の達成に資するよう、その管理する施設について移動等円滑化のための事業の実施に努めなければならない。
- (基本構想に基づく事業の実施に係る命令等)
- 第三十八条 市町村は、第二十八条第一項の公共交通特定事業、第三十三条第一項の路外駐車場特定事業、第三十四条第一項の都市公園特定事業(公園管理者が実施すべきものを除く。)又は第三十五条第一項の建築物特定事業(国又は地方公共団体が実施すべきものを除く。)(以下この条において「公共交通特定事業等」と総称する。)が実施されないと認めるときは、当該公共交通特定事業等を実施すべき者に対し、その実施を要請することができる。
- 2 市町村は、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を主務大臣等(公共交通特定事業にあつては主務大臣、都市公園特定事業にあつては所管行政庁。以下この条において同じ。)に通知することができる。
- 3 主務大臣等は、前項の規定による通知があつた場合において、第一項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなくして公共交通特定事業等を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、当該公共交通特定事業等を実施すべきことを勧告することができる。
- 4 主務大臣等は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくしてその勧告に係る措置を講していない場合において、当該勧告を受けた者を命ずることができる場合を除くほか、当該勧告を受けた者に対し、移動等円滑化のため必要となる措置を命ぜることを命ずることができる。
- 5 第二条第三項及び第十五条第一項の規定により、同法第百九条第二項の規定は、この場合について準用する。

- (地方債についての配慮)
- 第四十条 地方公共団体が、基本構想を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該団体の財政事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。
- 第五章 移動等円滑化経路協定
- (移動等円滑化経路協定の締結等)
- 第四十一条 重点整備地区内の一団の土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする借地権その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。(以下「借地権等」という。)を有する者(土地地区画整理法第九十八条第一項として土地地区画整理事業の実施に關しその整備を考慮すべきものと定められたものに限る。)の用に供するため、一定の土地を換地として定めないで、その土地を保留地として定めることができる。この場合においては、当該保留地の地積について、当該土地地区画整理事業を施行する場合を除む。以下この章において同じ。)のための土地の区域内の宅地について所有権地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有するすべての者の同意を得なければならない。
- 2 土地区画整理法第一百四条第十一項及び第一百八条第一項の規定は、前項の規定により換地計画において定められた保留地について準用する。この場合において、同条第一項中「第三条第四項若しくは第五項」とあるのは「第三条第四項」と読み替えるものとする。
- 3 施行者は、第一項の規定により換地計画において定められた保留地を処分したときは、土地区画整理法第三百三条の規定による公告がされた日ににおける從前の宅地について所有権、地上権、永小作権、賃借権その他の宅地を使用し、又は収益することができる権利を有する者に対して、政令で定める基準に従い、当該保留地の対価に相当する金額を交付しなければならない。同法第百九条第二項の規定は、この場合について準用する。
- 4 土地区画整理法第八十五条第五項の規定は、この条の規定による処分及び決定について準用する。
- 2 土地区画整理法第八十五条第五項の規定による処分及び決定について準用する。
- 1 移動等円滑化経路協定の目的となる土地の合意を要しない。
- 2 移動等円滑化経路協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 移動等円滑化経路協定の目的となる土地の区域(以下「移動等円滑化経路協定区域」という。)及び経路の位置。
- 二 次に掲げる移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する事項のうち、必要なものす。
- イ 前号の経路における移動等円滑化に関する基準。





**第六条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
**(検討)**  
**第七条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。  
**(地方自治法の一部改正)**  
**第八条** 地方自治法の一部を次のように改正する。

2 計画及び自動車円滑化法第十一条第一項の規定により作成された交通安全特定事業計画は、それぞれ第二十五条第一項の規定により作成された基本構想、第二十八条第一項の規定により作成された公共交通特定事業計画、第三十一条第一項の規定により作成された道路特定事業計画及び第三十六条第一項の規定により作成された交通安全特定事業計画とみなす。

旧渋谷区規制法（これに基づく命令を含む。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律（これに基づく命令を含む。）中の相当規定によりしたものとみなす。

罰則に関する経過措置

〔同項〕に、「高齢者等移動円滑化法第十三条第一項」を「高齢者等移動等円滑化法第三十九条第一項」に、「同項に規定する特定旅客施設、一般交通用施設又は公用施設」を「特定旅客施設（高齢者移動等円滑化法第二条第六号に規定する特定旅客施設をいう。）」、「一般交通用施設（高齢者移動等円滑化法第二条第十一号ロに規定する一般交通用施設のうち当該特定旅客施設と同号イに規定する生活関連施設との間の移動が通常徒步で行われる経路を構成するものをいう。）又は公用施設（高齢者移動等円滑化法第三十九条第一項に規定する生活関連施設のうち当該特定旅客施設又は当該一般交通用施設と一体として利用される駐車場、公園その他の公共の用に供する施設をいう。）」に改める。

第三十二条の三第一項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成十二年法律第六十八号)第十三条第一項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三十九条第一項」に改める。

第三十四条の二第二項第十九号中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(以下この号において「高齢者等移動円滑化法」という。)第十三条第一項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下この号において「高齢者等移動円滑化法」という。)第十三条第一項」に改める。

第一号又は第二号を「同号イ又はロ」に、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第一条第三項第一号」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第四号イ」に「同項第二号」を「同号ロ」に改める。  
(租税特別措置法の一部改正)  
**第十一条** 租税特別措置法(昭和三十二年法律第一六二号)の一部を次のように改正する。  
**第十四条** の二第二項第四号中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第四十四号)第八条に規定する計画に係る同法第二条第三号」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第十七条第三項の認定を受けた計画(同法第十八条第一項の規定による変更の規定があつたときは、その変更後のもの)に係る同法第二条第三

公共用施設（高齢者移動等円滑化法第三十九条第一項に規定する生活関連施設のうち当該特定旅客施設又は当該一般交通用施設と一体として利用される駐車場、公園その他の公共の用に供する施設をいう。）に改める。

（身体障害者補助大法の一部改正）

第十一條 身体障害者補助大法（平成十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第八条中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）第一条第三項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第四号」に改め、「及び道路運送法（昭和二十六年法律第八百八十三号）第三条第一号ハに規

化の促進に関する法律（以下この号において「高齢者移動等円滑化法」という。）第三十九条第一項に、「高齢者等移動円滑化法第十三条第一項」を「高齢者移動等円滑化法第三十九条第一項」に、「同項に規定する特定旅客施設、一般交通用施設又は公用施設」を「特定旅客施設（高齢者移動等円滑化法第二条第六号に規定する特定旅客施設をいう。）、一般交通用施設（高齢者移動等円滑化法第二条第二十一号ロに規定する一般交通用施設のうち当該特定旅客施設と同号イニ規定する生活関連施設との間の移動が通常徒

第四十七条の二第一項第四号中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律第八条に規定する計画に係る同法第二条第二号」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十七条第三項の認定を受けた計画（同法第十八条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に係る同法第二条第十七号」に改める。

第六十五条第一項中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第十三条第一項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三十九条第一項」に改める。

第六十五条の四第一項第十九号中「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下この号において「高齢者等移動円滑化法」という。）第十三条

内閣總理大臣 小泉純一郎  
総務大臣 竹中 平蔵  
財務大臣 谷垣 権一  
厚生労働大臣 川崎 二郎  
国土交通大臣 北側 一雄





(号外) 独立行政法人 国立印刷局

官報  
次

〔政令〕

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(三七九)

本号で公布された  
法令のあらまし

◇高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(政令第三七九号)(国土交通省)  
1 特定旅客施設の要件を、一日当たりの平均的な利用者数が五、〇〇〇人以上であること等とした。(第一条関係)  
2 特定道路を、生活関連経路を構成する道路法による道路のうち多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒步で行われるものであつて国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものとした。(第二条関係)

3 特定公園施設を、都市公園の出入口及び駐車場と主要な公園施設との間の経路を構成する園路又は広場等とした。(第三条関係)  
4 特定建築物を、学校、病院、劇場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホーム、老人福祉センター、体育館、博物館、公衆浴場、飲食店、郵便局、自動車教習所、工場、公衆便所、公用歩廊等とした。(第四条関係)  
5 特別特定建築物を、盲学校、病院、劇場、集会場、展示場、百貨店、保健所、老人ホーム、老人福祉センター、体育館、博物館、公衆浴場、飲食店、郵便局、公衆便所、公用歩廊等とした。(第五条関係)  
6 建築物特定施設を、出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機、便所、ホテル又は旅館の客室、敷地内の通路、駐車場等とした。(第六条関係)  
7 建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の建築物について、都道府県知事が所管行政となる建築物を定めることとした。(第七条関係)  
8 公共交通移動等円滑化基準の適合性審査を併せて行うべき許可、認可その他の処分に係る法令の規定を、鉄道事業法、軌道法及び自動車ターミナル法の規定とし、旅客施設の建設又は大規模な改良を行う際の主務大臣への届出が不要となる届出に係る法令の規定を、鉄道事業法、軌道法施行令及び自動車ターミナル法の規定とした。(第八条関係)

9 基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模を、床面積の合計二、〇〇〇平方メートル(公衆便所については、五〇平方メートル)とした。(第九条関係)  
10 建築物移動等円滑化基準

(イ) 建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を、(一)から(三)までに定めるところによることとした。(一〇一条関係)  
(二) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等を、表記を、(二)から(三)までに定めるところによることとした。(一〇一条関係)  
(三) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等を、表記を、(二)から(三)までに定めるところによることとした。(第一二条関係)

11 建築物移動等円滑化基準

## 政令第三百七十九号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令

内閣は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第六号、第九号、第十三条、第十六条号から第十八条まで及び第二十号ただし書、第九条第一項及び第二項、第十四条第一項、第十九条、第三項及び第二項、第十二条第五項、第三十九条第一項及び第三項、第三十三条第三項並びに附則第四条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

## (特定旅客施設の要件)

第一条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第六号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 当該旅客施設の一日当たりの平均的な利用者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあっては、当該旅客施設の一日当たりの平均的な利用者の人数の見込み）が五千人以上であること。

二 次のいずれかに該当することにより当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数（当該旅客施設が新たに建設される場合にあっては、当該旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数の見込み）が前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者又は障害者の人数と同程度以上であると認められること。

イ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した当該旅客施設を利用する高齢者の人数が、全国の区域における人口及び高齢者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めることにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する高齢者の人数以上であること。

ロ 当該旅客施設が所在する市町村の区域における人口及び障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めることにより算定した当該旅客施設を利用する障害者の人数が、全国の区域における

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令をここに公布する。

御名御璽

平成十八年十二月八日  
内閣總理大臣 安倍晋三

三 前二号に掲げるもののほか、当該旅客施設による人口及び障害者の人数を基準として国土交通省令・内閣府令・総務省令の定めるところにより算定した前号の要件に該当する旅客施設を利用する障害者の人数以上であること。

第二条 法第二条第一項の政令で定める道路は、生活関連経路を構成する道路法（昭和二十七年法律第二百八十九号）による道路のうち多數の高齢者、障害者等の移動が通常徒步で行われるものであつて国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものとする。

二条 法第一條第九号の政令で定める道路は、  
生活関連経路を構成する道路法（昭和二十七年  
法律第百八十一号）による道路のうち多數の高齢者  
者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるもの  
であつて国土交通大臣がその路線及び区間を指  
定したものとする。

第三条 法第二条第十三号の政令で定める公園施設は、公園施設のうち次に掲げるもの（法令では条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置がとられていることその他の事由により法第十三条の都市公園移動等円滑化基準に適合させることが困難なものとして国土交通省令で定めるものを除く。）とする。

一 都市公園の出入口と次号から第十二号までに掲げる公園施設その他国土交通省令で定める主要な公園施設（以下この号において「屋根付広場等」という。）との間の経路及び第十二号に掲げる駐車場と屋根付広場等（当該駐車場を除く。）との間の経路を構成する園路及び

## ひ單六屋めい（日うめ文庫）

十 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他の  
　　これらに類するもの

十一 老人福祉センター、児童厚生施設、身体  
　　障害者福祉センターその他これらに類するも  
　　の

十二 体育館、水泳場、ボーリング場その他こ  
　　れらに類する運動施設又は遊技場

十三 博物館、美術館又は図書館

十四 公衆浴場

十五 飲食店又はキャバレー、料理店、ナイト  
　　クラブ、ダンスホールその他これらに類する  
　　もの

十六 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、  
　　質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類する  
　　サービス業を営む店舗

十七 自動車教習所又は学習塾、華道教室、四  
　　季教室その他これらに類するもの

十八 工場

十九 車両の停車場又は船舶若しくは航空機  
　　発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は荷  
　　台の用に供するもの

二十 自動車の停留又は駐車のための施設

二十一 公衆便所

二十二 公共用歩廊

十三 飲食店  
十四 質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類する  
サービス業を営む店舗  
十五 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の  
発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合  
の用に供するもの  
十六 自動車の停留又は駐車のための施設（一般  
公の用に供されるものに限る。）  
十七 公衆便所  
十八 公共用歩廊  
十九 (建築物特定施設)  
第六条 法第二条第十八号の政令で定める施設  
は、次に掲げるものとする。  
一 出入口  
二 廊下その他これに類するもの（以下「廊下  
等」という。）  
三 階段（その踊場を含む。以下同じ。）  
四 傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）  
五 エレベーターその他の昇降機  
六 便所  
七 ホテル又は旅館の客室  
八 敷地内の通路  
九 駐車場  
その他国土交通省令で定める施設

二 じ。)が一万平方メートルを超える建築物  
　　その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に關して、建築基準法第五十一条(同法第五十九条第一項及び第三項において準用する)、八十七条第一項及び第三項において準用する)、市町村都市計画審議会が置かれて、場合を含み、市町村都市計画審議会が置かれて、その特別区にあっては、卸売市場に係る部分に限り、の規定又は同法以外の法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物  
(基準適合性審査を行うべき許可、認可その他の処分に係る法令の規定等)  
第八条 法第九条第一項の法令の規定で政令で定めるものは、次に掲げる規定とする。  
一 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二条)  
第八条第一項、第九条第一項(同法第十二条第四項において準用する場合を含む)、第十三条第一項、第十二条第一項及び第三項並びに全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)  
第九条第一項  
二 軌道法(大正十年法律第七十六号) 第五  
第一項及び第十二条並びに軌道法施行令(昭和二十八年政令第二百五十八号)第六条第一項  
本文  
三 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律百三十六号) 第三条及び第十二条第一項

(特定建築物)  
第四条 法第二条第十六条号の政令で定める建築物  
は、次に掲げるもの（建築基準法（昭和二十五年法律第二百四十一号）第三条第一項に規定する建築物及び文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第一百四十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第  
一項第六号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。）とする。  
一 学校  
二 病院又は診療所  
三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場  
四 集会場又は公会堂  
五 展示場  
六 錛売市場又は百貨店、マーケットその他の  
物品販売業を営む店舗  
七 ホテル又は旅館  
八 事務所  
九 同上、寄宿舎又は下宿

**第五条** 法第二条第十七号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一、高等学校、義務学校又は養護学校
- 二、病院又は診療所
- 三、劇場、映画場、映画館又は演芸場
- 四、集会場又は公会堂
- 五、展示場
- 六、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七、ホテル又は旅館
- 八、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- 九、老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
- 十、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターセンターその他これらに類するものの施設
- 十一、体育場（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。若しくはボーリング場又は遊技場等）

第七章 法第十一号(法第十一号)に付する政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関するもの)を除く以外の建築物とする。

法第十二条第一項(法第十二号)に付する政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物(第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二(第一回)の規定により同号に規定する处分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。

一 延べ面積(建築基準法施行令(昭和二十一年政令第三百三十八号)第二条第一項第四回)の延べ面積をいう。第二十一条において四じ。)が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関する建築基準法第五十一条(同法第六十八条第二項及び第三項において準用する場合を含み、市町村都市計画審議会が置かれていては、卸売市場に係る部分に限る。)の規定又は同法以外の法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物(基準適合性審査を行うべき許可、認可その処分に係る法令の規定等)であるものは、次に掲げる規定とする。

一 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二条第一項及び第十二条第一項及び第三項並びに全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)第九条第一項

二 軌道法(大正十年法律第七十六号)第五第一項及び第十二条第一項及び第三項並びに軌道法施行令(昭和二十八年政令第二百五十八号)第六条第一項

本文 白動車ターミナル法(昭和三十四年法律百三十六号)第三条及び第十二条第一項



二 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房（車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられないときは、道等。次号において同じ。）から当該車いす使用者用便房までの経路

三 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路

四 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他の側の道等までの経路（当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。）

五 移動等円滑化経路は、次に掲げるものでなければならぬ。

一 当該移動等円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。

二 当該移動等円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とする。

ロ 戸を開ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

三 当該移動等円滑化経路を構成する廊下等は、第十一条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

ハ 戸を開ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

四 当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。は、第十三条の規定によるほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、階段に代わるものにあつては百一十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。

六 口 勾配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものにあつては、八分の一を超えないこと。

ハ 高さが七十五センチメートルを超えるものにあっては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以内ごとに踏幅が百五十センチメートル以上の踊場を設けること。

イ ター（次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものであること。

イカゴ（人を乗せ昇降する部分をいう。以下この号において同じ。）は、利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。

ロ カゴ及び昇降路の出入口の幅は、八十七センチメートル以上とすること。

ハ カゴの奥行きは、百三十五センチメートル以上とすること。

二 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、百五十センチメートル以上とすること。

ホ カゴ内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

ト 乗降ロビーに、到着するかの昇降方向を表示する装置を設けること。

チ 不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に限る。）の移動等円滑化経路を構成するエレベーターにあっては、伊からハまで本及びヒに定めるもののほか、次に掲げるものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とする。

二 乗降ロビーに、到着するかの昇降方向を表示する装置を設けること。

ハ 戸を開ける場合は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

三 乗降ロビーに、到着するかの現在位置を表示する装置を設けること。

七 大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用ができるものとして国土交通省令で定める構造とすること。

八 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の交通大臣が走める構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機は、車いす使用者が円滑に利用できるものとして国土交通省令で定める構造とすること。

九 当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の交通大臣が走める構造とすること。

ハ 戸を開ける場合は、自動的に開閉する構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

一 倾斜路は、次に掲げるものであること。

イ 幅は、段に代わるものにあつては百一十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。

二 勾配は、十二分の一を超えないこと。

三 第十九条 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の設けなければならない。

四 第二十条 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備が設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

五 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備が設けなければならない。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を点字で示すための設備を設けなければならない。

六 第二十一條 道等から前条第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち一以上を視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

七 第二十二条 第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち一以上を視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

八 第二十三条 第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち一以上を視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。

九 第二十四条 第二項の規定による設備又は同条第三項の規定による案内所までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち一以上を視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下この条において「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。









明治二十九年三月三十日  
第三回郵便物規可

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則（国家公安委二八）

## 規則

三

日 次



(号外) 独立行政法人国立印刷局

○國家公安委員会規則第二十八号  
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三十六条第二項の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則を次のように定める。

平成十八年十二月八日  
國家公安委員会委員長 清水 顯正

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則（信号機に関する基準）

## 規則

（道路標識に関する基準）  
第二条 道路標識に関する法第三十六条第二項に規定する基準は、反射材料を用い、又は夜間照明装置を施した道路標識であることとする。

（道路標示に関する基準）  
第二条 道路標示に関する法第三十六条第二項に規定する基準は、次のいずれかに掲げる道路標示であることとする。  
一 反射材料を用い、又は反射装置を施した道路標示  
二 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられたもの

附則  
1 この規則は、法の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。  
2 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則（平成十二年国家公安委員会規則第十七号）は、廃止する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第二条第四項に規定する信号機であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）に従つて道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの

ロ 歩行者用青信号の表示を開始しないもの  
該信号に従つて道路の横断を始めた法第二条第一項に規定する高齢者、障害者等がその横断を終わるために通常要する時間内に人の形の記号を有する赤色の灯火の信号の表示を開始しないもの

ハ 歩行者用青信号が表示された時において、当該表示が終了するまでの時間を表示することができるもの

二 交差点において他の信号機と一緒に交通整理を行うことができる信号機であつて、歩行者用青信号に従つて歩行者又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両又は路面電車（交差点において既に左折又は右折しているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの

○移動等円滑化の促進に関する基本方針

(国家公安委・総務・国土交通一)

## 告 示

六



(号外) 独立行政法人国立印刷局

○國家公安委員会  
國土交通省告示第一号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三条第一項の規定に基づき、移動等円滑化の促進に関する基本方針を次のように定める。

平成十八年十二月十五日

國家公安委員会委員長 溝手 順正  
總務大臣 菅 義偉  
國土交通大臣 冬柴 錄三

我が国においては、諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進展していること、障害者が社会の様々な活動に参加する機会を確保することが求められていること等から、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することが重要となつておらず、その前提として、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性向上すること（以下「移動等円滑化」という。）が急務となつておる。

本方針は、このような移動等円滑化の実現に向け、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第三条第一項の規定に基づき、国、地方公共団体、高齢者、障害者等の施設設置管理者その他の関係者が互いに連携協力しつつ移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進していくための基本的な方針として定めるものである。

## 一 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項

## 1 移動等円滑化の意義

我が国においては、諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進展しており、本格的な高齢社会への対応が急務となつておる。本格的な高齢社会においては、健全で活力ある社会形成のためには、高齢者の自立と社会参加が不可欠となる。

また、近年、障害者が障害のない者と同様に生活し活動する社会を目指す、ノーマライゼーションの理念の社会への浸透が進み、障害者が障害のない者とともに活動し、サービスを受けることができるよう配慮することが強く求められるようになつてきている。

このように我が国においては、高齢者、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を構築することの重要性にかんがみ、そのための環境の整備を一刻も早く推進していくことが求められている。移動及び施設の利用は、高齢者、障害者等が社会参加をするための重要な手段であることから、移動等円滑化を促進することは、このような社会の実現のために大きな意義を持つものである。

移動等円滑化の効果としては、高齢者、障害者等の社会参加が促進され、社会的経済的に活力ある社会が維持されるほか、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、生き生きと安全に暮らせるようすべての利用者に利用しやすい施設及び車両等の整備を実現することが挙げられる。

なお、法にいう障害者には、身体障害者ののみならず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者を含むすべての障害者で身体の機能上の制限を受けるものはすべて含まれること並びに身体の機能上の制限には、知的障害者、精神障害者及び発達障害者等の知覚面又は心理面の働きが原因で発現する疲れやすさ、喉の渇き、照明への反応、表示の分かりにくさ等の負担の原因となる様な制約が含まれることから、法が促進することとしている移動等円滑化には、「このような負担を軽減することによる移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上する」とも含まれることに留意する必要がある。

また、移動等円滑化を進めるに当たっては、高齢者、障害者等の意見を十分に聞き、それを反映させることが重要である。

2

移動等円滑化の目標

移動等円滑化の目標  
移動等円滑化を実現するためには、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設について移動等円滑化のための措置が講じられることが重要である。  
したがつて、法では、これらの施設を設置し、又は管理する者に対して移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努める一般的な責務を課すとともに、これらの施設の中で、特に日常生活において通常移動手段として用いられ、又は通常利用される旅客施設及び車両等並びに一定の道路、公園施設、路外駐車場及び建築物の各々について、新設等に際し各自に対応した移動等円滑化基準への適合を義務付けることとしている。  
また、市町村が定める重点整備地区において、移動等円滑化に係る特定事業その他の事業が基本構想に即して重点的かつ一體的に実施されることとしている。  
移動等円滑化の促進に当たつては、国、地方公共団体、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者が必要に応じて緊密に連携しながら、法に基づく枠組みの活用等により、次に掲げる事項を達成することを目標とする。

1

② バスター・ミナル  
一日当たりの平均的な利用者数が五千人以上ある鉄道駅及び軌道停留場については、平成二十二年までに、原則としてすべての鉄道駅及び軌道停留場について、エレベーター又はエスカレーターを高さ差五メートル以上の鉄道駅及び軌道停留場に設置することを始めとした段差の解消、ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備の整備、視覚障害者誘導用ブロッサクの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、これ以外の鉄道駅及び軌道停留場についても、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

③ 二年までに、原則としてすべての施設においてバリアフリーデザインの導入とバリアフリーサービスの実施を実現する。  
（1）公共交通機関  
（2）施設・施設内  
（3）高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

④ 航空旅客ターミナル施設

一 日当たりの平均的な利用者数が五千人以上である航空旅客ターミナル施設については、平成十二年までに、原則としてすべての航空旅客ターミナル施設について、段差の解消、視覚障害者説明導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、これ以外の旅客船ターミナルについても、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

二 一日当たりの平均的な利用者数が五千人以上である航空旅客ターミナル施設について、段差の解消、視覚障害者説明導用ブロックの整備、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、これ以外の航空旅客ターミナル施設についても、地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

④ 航空旅客ターミナル施設

① 鉄道車両及び軌道車両  
総車両数約五万二千両のうち約五十パーセントに当たる約二万六千両については、平成十二年までに、移動等円滑化を実施する。

②

平成二十七年までに、原則として総車両数約六万台のすべてについて、低床化された車両に代替する。また、総車両数の約三十ペーセントに当たる約一万八千台については、平成二十二年までに、ノンステップバスとする。

④ 平成二十二年までに、約一万八千台の福祉タクシーを導入する。  
船舶 総隻数約千隻のうち約五十パーセントに当たる約五百隻について

⑤ 航空機 総機数約五百三十機のうち約六十五パーセントに当たる約三百四十機については、平成二十二年までに、移動等円滑化を実施する。

道路 平成二十二年までに、原則として重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成するすべての道路について、移動等円滑化を実施する。

① 移動等円滑化園路  
園路及び広場（特定公園施設であるものに限る。以下同じ。）の設置された都市公園の約四

② 実施する。  
駐車場 駐車場の設置された都市公園の約三十五パーセントについては、平成二十一年までに、駐

③ 車椅子について 彩霞等口ナカを用がて  
便所

(5) 路外駐車場 特定路外駐車場の約四十パーセントについては、平成二十二年までに、移動等円滑化を実施する。

(6) 建築物  
一千平方メートル以上の特別特定建築物の総ストックの約五十パーセントについては、平成二十二年までに、移動等円滑化を実施する。

重点整備地区内の主要な生活関連路を構成する道路に設置されている信号機等について、平成二十二年までに原則としてすべての当該道路において、音響信号機、高齢者等感度言号機等の言号機の設置、歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置、横断歩道でも

ることを表示する道路標示の整備等の充実等を行なう事項

施設設備管理者がこれらの措置を実施するに当たっては、その位置が多角的であるが、施設の実情を把握している市町村等の関係者と連携することにより、可能な限り利便性の高い動線確保等他の施設との連続性に配慮した措置を実施し、かつ、自らが設置し、又は管理する施設等移動等に於ける設備について、施設の特性に応じて可能な限り時間的な制約がなく利用できる等複数の事例を講ずるよう努めるとともに、公共交通事業者等にあつては、複数の車両

業者間又は鉄道及びバス等複数の交通機関間を乗り継ぐ際の旅客施設内の移動等円滑化にも十分配慮することが重要である。また、施設設置管理者は、旅客施設について移動等円滑化のために講ずる措置について具体的な実施計画を策定すること等により順次計画的に移動等円滑化を進めていくことが重要である。さらに、施設及び車両等の整備に当たっては、高齢者、障害者等を区別するのではなく、障害のない者と共に利用できる形での施設整備を図るユニバーサルデザインの考え方には十分留意することが重要であること、また、可能な限り高齢者、障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めることが重要である。

### 1 施設及び車両等の整備

したがって、施設設置管理者が、自らが設置し、又は管理する旅客施設及び車両等並びに一定の道路、公園施設、路外駐車場及び建築物を新設等するときは、当該施設及び車両等の移動等円滑化基準への適合が義務付けられており、また、既存の施設及び車両等については、施設設置管理者は、当該施設及び車両等を移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めることとされている。

施設設置管理者が、施設及び車両等について移動等円滑化のために必要な措置を講ずる際には、次に掲げる観点が重要である。

イ 高齢者、障害者等が施設内外の移動及び施設の利用を円滑に行うために必要な施設及び設備を整備し、連続した移動経路を一以上確保すること。また、経路確保に当たっては、高齢者、障害者等の移動上の利便性及び安全性の確保に配慮すること。

ロ 便所等附属する設備を設置する場合は、一以上は障害者対応型にするなど、高齢者、障害者等の利用に配慮したものにすること。

ハ 車両等にあっては、高齢者、障害者等の乗降及び車内での移動が容易にできるよう必要な措置を講ずること。

二 旅客施設、車両等にあっては、運行情報等公共交通機関を利用する上で必要な情報を提供するためには必要な設備を整備すること。

なお、移動等円滑化基準に定められていない内容であっても、上記の観点等から移動等円滑化に資する所とされる措置については、施設設置管理者はこれを積極的に実施していくよう努力することが望ましい。

特に、建築物の移動等円滑化に関しては、移動等円滑化が義務化されていない特定建築物の移動等円滑化にも積極的に取り組むことが望ましい。特定建築物の新築等における移動等円滑化に当たっては、ユニバーサルデザインの考え方方に配慮した整備が求められているとともに、建築物ストックの長寿命化等その有効活用が求められていることから、誘導的な建築物移動等円滑化基準に適合する特定建築物について容積率の特例及び表示制度等を措置している認定特定建築物制度を積極的に活用することが望ましい。

### 2 適切な情報の提供

移動等円滑化を図るために、施設及び車両等についてのハード面の整備のみならず、施設設置管理者が利用者に対して必要な情報を適切に提供することが必要である。

その際には、利用する高齢者、障害者等のニーズ、施設及び設備の用途等に応じて、例えば、路線案内、運賃案内及び運行情報等利用に当たって必要となる情報並びに緊急時の情報について、視覚情報として大きな文字又ははつきりした色彩で見やすく表示すること、また、聴覚情報としてはつきりした音声により聞き取りやすく放送すること等、分かりやすく提供することに留意する必要がある。

3 職員等関係者に対する適切な教育訓練  
移動等円滑化を図るために、施設及び車両等についてのハード面の整備のみならず、職員等関係者による適切な対応が必要である。

したがって、施設設置管理者は、その職員等関係者が高齢者、障害者等の多様なニーズ及び特性を理解した上で、これらの者による施設及び車両等の利用を正当な理由なく拒むことなく、円滑なコミュニケーションを確保する等対応を適切に行うことができるよう、計画的な研修の実施及び高齢者、障害者等の意見を反映した対応マニュアルの整備等により職員等関係者の教育訓練を更に充実させるよう努めるべきである。

### 基本構想の指針となるべき事項

市町村は、法第二十五条第一項の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本構想（以下「基本構想」という。）を作成する場合には、次に掲げる事項に基づいて作成する必要があり、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者は、これらの事項に留意する必要がある。

#### 三

### 市町村における移動等円滑化の意義に関する事項

1 重点整備地区における移動等円滑化の意義  
(1) 重点整備地区における移動等円滑化の意義  
移動等円滑化を速やかにかつ効果的に実現するためには、基本構想において、生活関連施設の集積する一定の地区を重点整備地区として定め、移動等円滑化に係る各種事業を重点的かつ一體的に推進することが必要である。

(2) 基本構想に即した各種事業の重点的かつ一體的な推進のための基本的視点  
基本構想に即した各種事業の推進については、次に掲げる基本的視点が重要である。

① 市町村の基本構想作成による事業の効果的な推進  
市町村における移動等円滑化に対する取組は、当該地区に最も身近な行政主体でありその地区における特性を十分に把握している市町村が、施設設置管理者、都道府県公安委員会等事業を実施すべき主体はもとより、高齢者、障害者等の関係者と協議等を行なながら基本構想を作成することにより、「これらの事業の効果的な推進が図られる」ことが重要である。

② 基本構想作成への関係者の積極的な協力による事業の一體的な推進  
基本構想の作成は市町村が行うが、移動等円滑化に係る事業の実施主体となる施設設置管理者、都道府県公安委員会等及び高齢者、障害者等の関係者がこれに積極的に協力し、各種事業を一體的に推進していくことが必要である。

③ 地域住民等の理解及び協力  
重点整備地区における移動等円滑化に係る事業の実施主体となる施設設置管理者が円滑に実施されるためには、地域住民等の理解及び協力が重要である。

④ 基本構想作成に当たっての留意事項  
市町村は、効果的に移動等円滑化を推進するため、次に掲げる事項に留意して基本構想を作成する必要がある。

⑤ 目標の明確化  
各種事業の実施に当たっては、当該重点整備地区における移動等円滑化について、市町村を始め、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者の施策を総合的に講ずる必要があることから、各者間で共通認識が醸成されることが重要である。したがって、基本構想には、地域の実情に応じ、可能な限り具体的かつ明確な目標を設定する。

⑥ 都市計画との調和  
基本構想の作成に当たっては、都市計画及び都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条の二第一項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「市町村マスター・プラン」という。）との調和が保たれていく必要がある。

⑦ 地方自治法に規定する基本構想との整合性  
市町村は、その事務を処理するに当たっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項に規定する基本構想に即して行う必要があるため、基本構想もこの基本構想に即していなければならない。

④

地方公共団体の移動等円滑化に関する条例、計画、構想等との調和  
地方公共団体において、移動等円滑化に関する条例、計画、構想等を有している場合は、  
基本構想はこれらとの調和が保たれている必要がある。特に、障害者基本法（昭和四十五年  
法律第八十四号）第九条第三項に規定する市町村障害者計画、障害者自立支援法（平成十七  
年法律第二百二十三号）第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、老人福祉法（昭和  
三十八年法律第二百三十三号）第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画等の市町村  
が定める高齢者、障害者等の福祉に関する計画及び中心市街地の活性化に関する法律（平成  
十年法律第九十二号）第九条に規定する基本計画等都市機能の増進に関する計画との調和が  
保たれていることに留意する必要がある。

#### (5) 各種事業の連携と集中実施

移動等円滑化に係る各種の事業が相互に連携して相乗効果を生み、連続的な移動経路の確  
保が行われるように、関係する施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者間で必要に  
応じて十分な調整を図って整合性を確保するとともに、事業の集中的かつ効果的な実施を確  
保する。

また、複数の事業者間又は鉄道及びバス等複数の交通機関間を乗り継ぐ際の旅客施設内の  
移動等円滑化並びに当該市町村においてタクシー事業者及び自家用有償旅客運送者等が行つ  
ているスペシャル・トランスポート・サービス（要介護者等であつて単独では公共交通機関  
を利用する）が困難な移動制約者を対象に、必要な介護などと連続して、又は一体として  
行われる個別的な輸送サービスをいう。の在り方にも十分配慮する。  
さらに、特定事業に係る費用の負担については、当該事業の性格を踏まえた適切な役割分  
担に応じた関係者間の負担の在り方について十分な調整を図つて関係者間の共通認識を確保  
する。

#### (6) 高齢者、障害者等の提案及び意見の反映

施設及び車両等の利用者である高齢者、障害者等を始め関係者の参画により、関係者の意  
見が基本構想に十分に反映されるよう努める。このため、法第二十七条に規定する基本構想  
の作成等の提案を受けた際には、その内容について十分な検討を加えるとともに、法第二十  
六条に規定する協議会（以下「協議会」という。）を有効に活用することが求められる。この  
際、既に同条第二項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用している場合、又は、他  
の法令に基づいて同項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用しようとする場合は、  
当該協議体制度を協議会と位置付けることも可能である。なお、意見を求めるべき障害者に  
は、視覚、聴覚、内部障害等の身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者及び発達障  
害者も含まれることに留意する必要がある。

#### (1) 重点整備地区の位置及び区域に関する基本的な事項

法では、市町村は、法第二条第二十一号イからハまでに掲げる要件に該当するものを、移動  
等円滑化に係る事業を重点的かつ一体的に推進すべき重点整備地区として設定することができる  
こととされている。また、重点整備地区的区域を定めるに当たっては、次に掲げる要件に照  
らし、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて行うことが必要である。

① 「生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、  
官公署施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定される  
施設相互間の移動が通常歩行で行われる地区であること。」（法第二条第二十一号イ）  
生活関連施設に該当する施設としては、相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、  
官公署施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定される  
が、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定すること  
が必要である。

(2)

また、生活関連施設相互間の移動が通常歩行で行われる地区とは、生活関連施設が徒步圏  
内に集積している地区をいい、地区全体の面積がおおむね四百ヘクタール未満の地区であつ  
て、原則として、生活関連施設のうち特定旅客施設又は官公署施設、福祉施設等の特別特定  
建築物に該当するものがおおむね三以上所存し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、  
障害者等により、当該施設相互間の移動が徒步で行われる地区であると見込まれることが必  
要である。

なお、重点整備地区を設定する際の要件として、特定旅客施設が所在することは必ずしも  
必須とはならないが、連続的な移動に係る移動等円滑化の確保の重要性にかんがみ、特定旅  
客施設を含む重点整備地区を設定する事が引き続き特に求められること、及び特定旅客施  
設の所在地を含む重点整備地区を設定する場合には、法第二十五条第三項の規定に基づき當  
該特定旅客施設を生活関連施設として定めなければならないとされていることに留意する必  
要がある。

「生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。）を構成する一般地  
域におけることが必要である。」について移動等円滑化のための施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。）について移動等円滑化のための施設  
（法第二条第二十一号ロ）

重点整備地区は、重点的かつ一体的に移動等円滑化のための事業を実施する必要がある地  
区であることが必要である。このための判断基準として、高齢者、障害者等の徒歩若しくは車いすによる移動又は施設の利用の状況、土地利用及び諸機能の集積の実態並びに将来の方向性、想定される事業の実  
施範囲、実現可能性等の観点から総合的に判断して、当該地区における移動等円滑化のための  
事業に一体性があり、当該事業の実施が特に必要であると認められることが必要である。

「当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総  
合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。」（法第二  
二条第二十一号ハ）

高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、  
勤労の場を提供する機能など都市が有する様々な機能の増進を図る上で、移動等円滑化のため  
の事業が重点的に、かつ、各事業の整合性を確保して実施されることについて、実現可能  
性及び集中的かつ効果的な事業実施の可能性等の観点から判断して、有効かつ適切であると  
認められることが必要である。

#### 留意事項

市町村は、重点整備地区を定めるに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

#### (1) 重点整備地区的数

複数の市町村及び都道府県の協力  
市町村内に特定旅客施設が複数ある場合等、生活関連施設の集積の在り方によつては、複  
数の重点整備地区を設定することも可能であるが、当該生活関連施設相互間の距離、移動の  
状況等地域の実情から適当と判断される場合には、一つの重点整備地区として設定すること  
也可能である。

#### (2) 重点整備地区的範囲

複数の市町村にまたがる場合など、当該市町村が利用者の移動の実態にかんがみ適当である  
と認めるときは、共同して基本構想を作成し、一体的に推進していくことが重要である。  
また、これらの施設が大規模であり、利用者が広域にわたり、かつ、関係者間の調整が複  
雑となるような場合には、協議会への参加を求める等により都道府県の適切な助言及び協力  
を求めることが重要である。

#### (3) 重点整備地区的境界

重点整備地区的境界は、可能な限り市町村の区域内の町境・字境、道路、河川、鉄道等の  
施設、都市計画道路等によって、明確に表示して定めることが必要である。

生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項  
重点整備地区において長期的に実現されるべき移動等円滑化の姿を明らかとする観点から、生

(1) 生活関連施設

生活関連施設を選定するに当たっては、(1)に留意するほか、既に移動等円滑化されている施設については、当該施設内の経路について、生活関連経路として移動等円滑化を図る場合等、一体的な移動等円滑化を図る上で対象と位置付けることが必要な施設につき記載するものとする。また、当面移動等円滑化のための事業を実施する見込みがない施設については、当該施設相互間の経路について、生活関連経路として移動等円滑化を図る場合等、一体的な移動等円滑化を図る上で対象と位置付けることが必要な施設につき、生活関連施設として、長期的展望を示す上で必要な範囲で記載することにも配慮する。

(2) 生活関連経路

生活関連経路についても(1)同様、既に移動等円滑化されている経路については、一体的な移動等円滑化を図る上で対象として位置付けることが必要な経路につき記載するものとする。また、当面移動等円滑化のための事業の見込みがない経路については、長期的展望を示す上で必要な範囲で記載することにも配慮する。

(3) 移動等円滑化に関する事項

基本構想の対象となる施設及び車両等において実施される移動等円滑化の内容について記載するものとする。当面具体的な事業実施に見込みがないものについては、事業実施の見込みが明らかになつた段階で記載内容を追加又は変更する等段階的に基本構想を策定し、移動等円滑化の促進を図るものとする。

4 生活関連施設、特定車両及び生活関連経路を構成する一般交通用施設の見込みがない経路については、長期的展望を示す上

た、当面移動等円滑化のための事業実施の見込みがない経路については、長期的展望を示す上

で必要な範囲で記載することにも配慮する。

5 特定事業

特定事業としては、具体的には、特定旅客施設及び特定車両について公共交通特定事業、生活関連経路を構成する道路等について道路特定事業、特定路外駐車場について路外駐車場特定事業、特定公園施設について都市公園特定事業、特定建築物について建築物特定事業、信号機の設置等について交通安全特定事業があり、各々の事業の特性を踏まえ、必要となる事業について基本構想に記載するものとする。

なお、第二十五条第二項第四号括弧書きに規定されているとおり、旅客施設の所在地を含まない重点整備地区であつては、当該重点整備地区と同一の市町村の区域内に所在する特定旅客施設との間の円滑な移動を確保するため、当該特定旅客施設の移動等円滑化を図る事業及び当該重点整備地区と当該特定旅客施設を結ぶ特定車両の移動等円滑化を図る事業についても、公

共交通特定事業として記載することが可能である。

一般的には、建築物特定事業の対象となり得る生活関連施設である建築物が多数存在するこ

とから、基本構想作成時の協議及び事業実施を確実かつ円滑に行うためには、対象となる生活

関連施設の規模及び利用状況等、他の特定事業との関連等について、当該地域の実情に照らし

て判断し、必要性等の高いものから基本構想に順次位置付けいくことが望ましい。

また、事業の着手予定期、実施予定期間にについて可能な限り具体的かつ明確に記載するごとくし、当面事業の実施の見込みがない場合にあつては、事業の具体化に向けた検討の方向性等について記載し、事業が具体化した段階で、基本構想を適宜変更して事業の内容について記載を追加するものとする。

その他の事業としては、特定旅客施設以外の旅客施設、生活関連経路を構成する駅前広場、通路等(河川施設、港湾施設、下水道施設等が生活関連経路を構成する場合にあつては、これらの施設を含む)の整備があり、おむねの事業内容を基本構想に記載するものとする。

(3) 留意事項

市町村は、基本構想を作成しようとするときは、これに定めようとする特定事業その他の事業に関する事項について、関係する施設設置管理者、都道府県公認委員会等と十分に協議する

ことが必要であり、事業の記載に当たつては、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用の状況、都市計画及び市町村マスター・プランの位置付け、事業を実施することとなる者の意向等を踏まえることが重要である。

また、特定事業を記載するに当たつては、事業を実施することとなる者の意向等を踏まえること並びに関連する特定事業間の連携及び調整を図ることが必要不可欠であることから、協議会制度を有効に活用し、基本構想の作成及び事業実施の円滑化を図ることが求められる。なお、協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならないこととされていることに留意する必要がある。

特定事業その他の事業については、合理的かつ効率的な施設及び車両等の整備及び管理を行なうことを念頭に、生活関連施設及び生活関連経路の利用者、利用状況及び移動手段並びに生活

関連経路周辺の道路交通環境及び居住環境を勘案して記載することが必要である。この際、特定事業その他の事業の実施に当たつては、交通の安全及び円滑の確保並びに生活環境の保全についても配慮する必要があること留意する必要がある。

また、交通安全特定事業のうち違法駐車行為の防止のための事業に関しては、歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上等の自動輸送車等の違法駐車、横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車等、移動等円滑化を特に阻害する違

法駐車行為の防止に資する事業が重点的に推進されるとの内容が基本構想に反映されるよう留意する必要がある。

5 施設の整備に関する事項

施設の整備に関する事項その他の重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

(1) 土地区画整理事業 市街地再開発事業その他の市街地開発事業に関する基本的な事項

重点整備地区における重点的かつ一體的な移動等円滑化を図るために実施される4に規定する事業を実施する場合、重点整備地区における市街地の状況及び生活関連

経路の配置の状況によつては、これらの事業を単独で行うではなく、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他の市街地開発事業と併せて行うことが効果的な場合がある。

(2) 具体的事業の内容

4に規定する事業と併せて行う事業の選択に当たつては、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用の状況、都市計画及び市町村マスター・プランの位置付け等を踏まえて判断すること

が重要である。

(3) 記載事項

基本構想には、事業の種類、おむねの位置又は区域等をそれぞれ記載するものとする。

なお、土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例を活用し、土地区画整理事業と併せて生活関連施設又は一般交通用施設(土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二条第五項に規定する公共施設を除く)であつて基本構想において定められた施設を整備しようとする場合には、それぞれの施設の主な用途、おむねの位置等についても記載する必要がある。

4に規定する事業と併せて行う事業の選択に当たつては、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用の状況、都市計画及び市町村マスター・プランの位置付け等を踏まえて判断すること

が重要である。

(2) 移動等円滑化に関する事項

基本構想には、事業の種類、おむねの位置又は区域等をそれぞれ記載するものとする。

なお、土地区画整理事業の換地計画において定める保留地の特例を活用し、土地区画整理事業と併せて生活関連施設又は一般交通用施設(土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二条第五項に規定する公共施設を除く)であつて基本構想において定められた施設を整備しようとする場合には、それぞれの施設の主な用途、おむねの位置等についても記載する必要がある。

4に規定する事業と併せて行う事業の選択に当たつては、高齢者、障害者等の移動又は施設の利用の状況、都市計画及び市町村マスター・プランの位置付け等を踏まえて判断すること

が重要である。

(3) その他重点整備地区における移動等円滑化のため必要な事項

① 推進体制の整備

基本構想に位置付けられた各種の事業を円滑かつ効果的に実施していくためには、基本構想の作成段階又は基本構想に基づく各種の事業の準備段階から、関係者が十分な情報交換を行いつつ連携を図ることが必要であり、協議会を有効に活用することが求められる。

② 口 イ 事業推進上の留意点  
地域特性等の尊重及び創意工夫  
各種の事業の実施に当たっては、事業効果を高めるため、地域特性等を尊重して、様々な創意工夫に努めることが重要である。

③ ハ 積雪及び凍結による配慮  
積雪及び凍結により移動の利便性及び安全性が損なわれる可能性がある場合は、積雪時及び路面凍結時の安全かつ円滑な移動のための措置を講ずるよう努めることが必要である。

④ ハ 特定事業に関する公的な支援措置の内容  
基本構想に即して特定事業を円滑に実施するため公的な支援措置が講じられる場合には、その内容を明確にすることが重要である。

二 基本構想に即した特定事業計画の作成上の留意事項

施設設置管理者及び都道府県公安委員会が基本構想に即して特定事業計画を作成するに当たっては、早期作成の重要性を十分認識するとともに、協議会を活用することによって当事者である高齢者、障害者等を始め関係者の参画を図ること等により、関係者の意見が特定事業計画に十分に反映されるよう努めることが重要である。

三 基本構想策定後の特定事業その他の事業の実施状況の把握等

基本構想策定後、特定事業その他の事業が早期に、かつ、当該基本構想で明記された目標に沿って順調に進展するよう、市町村は、事業の実施状況の把握、「これに係る情報提供、協議会の活用等による事業を実施すべき者との連絡調整の適切な実施等事業の進展に努めることが必要である。

ハ 高齢者、障害者等への適切な情報提供

施設設置管理者及び都道府県公安委員会は、高齢者、障害者等に対して、重点整備地区における移動等円滑化のために必要な情報を適切に提供するよう努めることが重要である。

⑤ その他基本構想作成上の留意事項

基本構想は、市町村の発意及び主体性に基づき自由な発想で作成されるものであるので、この基本方針の三に定めのない事項について基本構想に記載することを妨げるものではない。

また、市町村は、基本構想が作成された後も、施設を利用する高齢者、障害者等の利用の状況及び重点整備地区における移動等円滑化のための施設及び車両等の整備状況等を把握するとともに、協議会の活用等により基本構想に基づき実施された事業の成果について評価を行い、必要に応じ、基本構想の見直し及び新たな基本構想の作成を行うことが望ましい。特に、移動等円滑化について、事前の検討段階から事後の評価の段階に至るまで、高齢者、障害者等の利用者及び住民が積極的に参加し、この参加プロセスを経て得られた知見を共有化し、他のプロジェクトに生かすことによって行われる、段階的かつ継続的な発展（スマートアップ）を図ることが重要である。

⑥ 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他の移動等円滑化の促進に関する事項

国<sup>(1)</sup>の責務及びすべき措置

国<sup>(2)</sup>は、高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者その他の者と協力して、基本方針及びこれに基づく施設設置管理者の講すべき措置の内容その他の移動等円滑化の促進のための施策の内容について、移動等円滑化の進展の状況等を勘査しつゝ、これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講じた上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めることにより、スマートアップを図るものとする。

また、移動等円滑化を進めるためには、施設及び車両等の整備のみならず、国民の高齢者、障害者等に対する理解及び協力、すなわち国民の「心のスマートアップ」が不可欠であることを踏まえ、国<sup>(3)</sup>は広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて、移動等円滑化の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努める。

(2) 設備投資等に対する支援、情報提供の確保及び研究開発等  
施設設置管理者等による移動等円滑化のための措置を促進するため、設備投資等に対する必要な支援措置を講ずる。

また、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を確保するためには、施設設置管理者等による移動等円滑化のための事業の実施状況に関する情報が利用しやすい形で提供される必要があることから、国は、施設設置管理者等による移動等円滑化のための事業の実施状況に関する情報が確実に収集され、利用しやすいよう加工された上で、利用者に提供されるよう環境の確保に努めることとする。

さらに、国は、移動等円滑化を目的とした施設及び車両等に係る新たな設備等（情報を提供する手法に係るものも含む。以下同じ。）の実用化及び標準化、既存の設備等の利便性及び安全性の向上、設備等の導入に係るコストの低減化等のための調査及び研究開発の促進を図るとともに、それらの成果が幅広く活用されるよう、施設設置管理者等に提供するほか、地方公共団体による移動等円滑化のための施設の整備に対する主体的な取組を尊重しつつ、地方公共団体が選択可能な各種支援措置の整備を行う。

地方公共団体の責務及び講すべき措置

地方公共団体は、地域住民の福祉の増進を図る観点から、国の施策に準じ、1に掲げる責務を果たすとともに、措置を講ずることが必要である。特に、地域の実情に即して、移動等円滑化のための事業に対する支援措置、移動等円滑化に関する地域住民の理解を深めるための広報活動等を満たす通路等については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第十四項第一号の規定による容積率制限の特例を受けることが可能であるので、同法に規定する特定行政手続は、当該規定の適切な運用に努めることが重要である。

施設設置管理者以外の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置又は管理する者の責務

なお、建築物の移動等円滑化に関する事項を条例に定めることにより、地域の実情に応じた建築物の移動等円滑化を図ることが可能な仕組みとなっているので、積極的な活用に努めることが必要である。また、建築物の部分のうち駅等に設けられる一定の要件を満たす通路等については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第十四項第一号の規定による容積率制限の特例を受けることが可能であるので、同法に規定する特定行政手続は、当該規定の適切な運用に努めることが重要である。

3 施設設置管理者以外の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置

4 高齢者の責務（心のバリアフリー）

高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現するために、地下街、自由通路、駅前広場その他の高齢者、障害者等が日常生活及び社会生活において移動手段として使い得る又は利用し得る施設を設置し、又は管理する者においても、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めることが必要である。

この告示は、法の施行の日（平成十八年十一月二十日）から施行する。

附 則

移動円滑化の促進に関する基本方針（平成十二年国家公文委員会運輸省告示第一号）は、廃止する。

(2) 設備投資等に対する支援、情報提供の確保及び研究開発等  
施設設置管理者等による移動等円滑化のための措置を促進するため、設備投資等に対する必要な支援措置を講ずる。

また、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を確保するためには、施設設置管理者等による移動等円滑化のための事業の実施状況に関する情報が利用しやすい形で提供される必要があることから、国は、施設設置管理者等による移動等円滑化のための事業の実施状況に関する情報が確実に収集され、利用しやすいよう加工された上で、利用者に提供されるよう環境の確保に努めることとする。

さらに、国は、移動等円滑化を目的とした施設及び車両等に係る新たな設備等（情報を提供する手法に係るものも含む。以下同じ。）の実用化及び標準化、既存の設備等の利便性及び安全性の向上、設備等の導入に係るコストの低減化等のための調査及び研究開発の促進を図るとともに、それらの成果が幅広く活用されるよう、施設設置管理者等に提供するほか、地方公共団体による移動等円滑化のための施設の整備に対する主体的な取組を尊重しつつ、地方公共団体が選択可能な各種支援措置の整備を行う。

地方公共団体の責務及び講すべき措置

地方公共団体は、地域住民の福祉の増進を図る観点から、国の施策に準じ、1に掲げる責務を果たすとともに、措置を講ずることが必要である。特に、地域の実情に即して、移動等円滑化のための事業に対する支援措置、移動等円滑化に関する地域住民の理解を深めるための広報活動等を満たす通路等については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第十四項第一号の規定による容積率制限の特例を受けることが可能であるので、同法に規定する特定行政手続は、当該規定の適切な運用に努めることが重要である。

施設設置管理者以外の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置又は管理する者の責務

なお、建築物の移動等円滑化に関する事項を条例に定めることにより、地域の実情に応じた建築物の移動等円滑化を図ることが可能な仕組みとなっているので、積極的な活用に努めることが必要である。また、建築物の部分のうち駅等に設けられる一定の要件を満たす通路等については、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第五十二条第十四項第一号の規定による容積率制限の特例を受けることが可能であるので、同法に規定する特定行政手続は、当該規定の適切な運用に努めることが重要である。

3 施設設置管理者以外の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置

4 高齢者の責務（心のバリアフリー）

高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現するために、地下街、自由通路、駅前広場その他の高齢者、障害者等が日常生活及び社会生活において移動手段として使い得る又は利用し得る施設を設置し、又は管理する者においても、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めることが必要である。

この告示は、法の施行の日（平成十八年十一月二十日）から施行する。

附 則

移動円滑化の促進に関する基本方針（平成十二年国家公文委員会運輸省告示第一号）は、廃止する。